

読書で築く
ねりまの子どもたちの未来

練馬区子ども読書活動推進計画 (第五次) 〈案〉

令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)

令和7年(2025年)3月

練馬区教育委員会

目次

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 子どもの読書活動の意義	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	5
4 計画の対象となる子どもの年齢	5
5 計画の推進体制	6
第2章 子ども読書活動における現状と課題	7
1 区を取り巻く状況	8
2 これまでの区の実施状況	12
3 子どもの読書に関するアンケート	20
第3章 計画の基本目標と実施の体系	27
第4章 第五次計画目標指標	31
第5章 子どもの読書活動推進のための実施	35
I 家庭	38
1 ブックスタート事業の充実	38
2 家読（うちどく）の推進	39
3 家庭読書に適した資料の充実	41
II 学校	43
1 学校図書館の充実	44
2 小中学校における読書指導の充実	45
3 高校生年代への読書活動の啓発	47

III 図書館	50
1 子どもに身近な読書環境の整備	50
2 読書活動への関心を高める事業の充実	52
3 中高生年代の読書活動の推進	54
4 読書活動に関わる人材の技能向上	56
5 多様な子どもの読書活動の推進	56
6 子どもに寄り添った図書館づくりの推進	59

IV 地域	61
1 地域施設での読書活動の推進	61
2 多様な子どもへの支援	63
3 関係機関との連携・取組の推進	64
4 読書活動推進の基盤づくり	66

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）取組項目 担当課一覧表	67
<用語説明>	71
資料編	76
資料1 提言	
資料2 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）の策定経過	
資料3 子どもの読書活動の推進に関する法律	
資料4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	
資料5 こども基本法	
資料6 練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱	
資料7 第11・12期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿	
資料8 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱	
資料9 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿	
資料10 子どもの読書に関するアンケートの集計結果について	
資料11 読書に関するアンケート（小学5年生版）	

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 子どもの読書活動の意義
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象となる子どもの年齢
- 5 計画の推進体制

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条より）

子どもたちは読書を通じて多くの知識を得て、彩りにあふれる豊沃たる世界に触れ、自ら学ぶ喜びを知り、探究する姿勢を獲得することができます。読書により養われる豊かな語彙や自分らしい表現力は、学びの基礎を築きます。また、読書そのものの楽しさを感じ、満足感、達成感を味わうことは、生涯にわたる学びの喜びや、夢や目標のある、充実した人生の礎となります。

子どもは、乳幼児期に保護者からの読み聞かせを通じて、同一のものにまなざしを向け、認識や感情を共有することで言語を学び、保護者との深い信頼関係を築きます。この経験が、快い本との出会いとなり、読書の楽しみを知る重要な第一歩となります。

小学生になると、文字を覚え、次第に一人でも本を読めるようになります。中学年、高学年になるにつれ、想像力や集中力も鍛えられ、好みや目的に応じた本を選んで長い文章にも取り組めるようになってきます。この時期に豊かな読書体験を得ることで、読書が生活の楽しみとなり、その後の人格形成にも影響を与えます。

中学生・高校生などの青少年期になると、思考や態度は抽象的、論理的になり、自我同一性が確立されるといわれます。興味・関心は多様な広がりを持ち、読書においても幅広い需要に応えられるような多様なサービスを提供したり、関心ある分野への理解の深化を支えられるよう、読書環境を整備していく必要があります。

また、支援を要する子どもに対しては、誰ひとり取り残すことなく、読書の楽しみに触れて、情操を育み、多様な特性に応じて子どもの可能性を引き出すことが重要です。

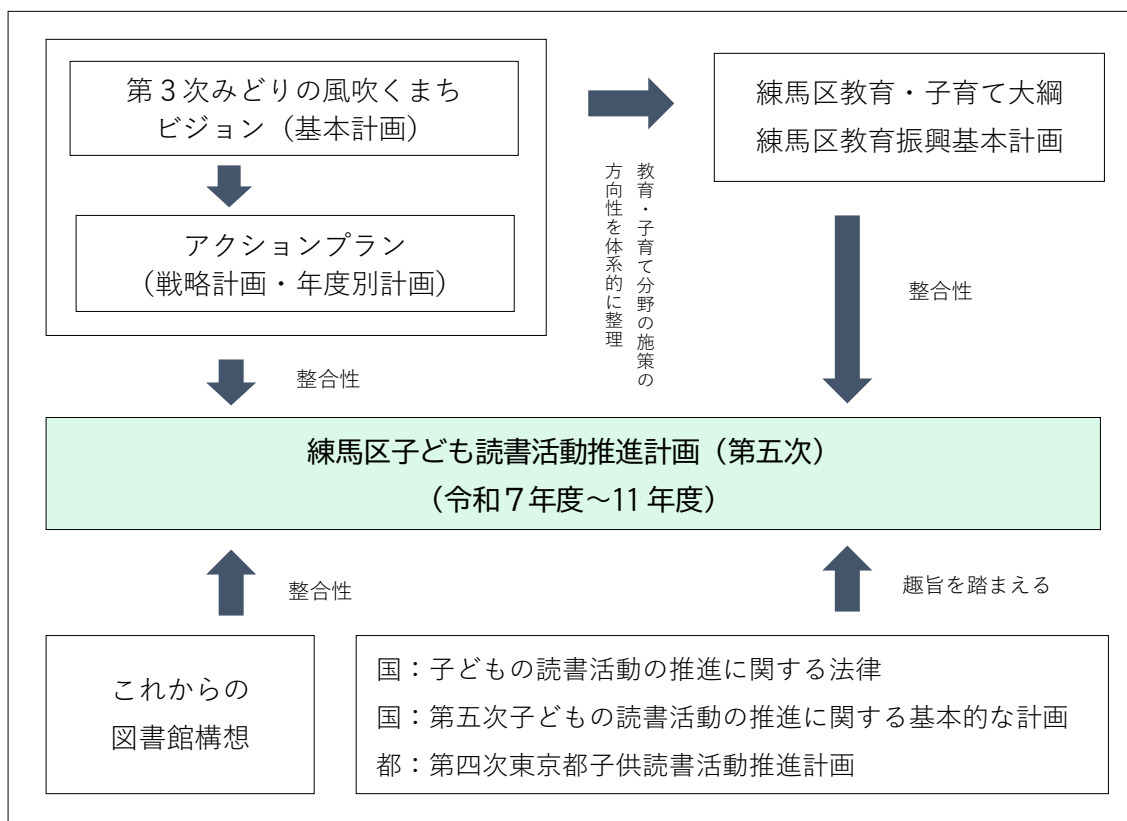
それぞれの年代の子どもに応じた支援を行い、子どもたちが読書に喜びを覚え、魅力あるさまざまな本との出会いや心躍る読書体験のきっかけを提供できるよう、家庭・学校・図書館・地域が緊密に連携をとり、子どもの読書活動を推進することが必要です。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に基づき、区における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取組の体系を示すものであり、「練馬区教育・子育て大綱」、「練馬区教育振興基本計画」、「これからの図書館構想」その他関連する計画との整合を図り、策定しています。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく計画であり、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」および東京都の策定した「第四次東京都子供読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、区における子どもの読書活動の状況等を考慮して策定しています。

本計画による各取組を実現するための事業については、各年度の予算や個別事業計画等の中で明らかにします。



3 計画の期間

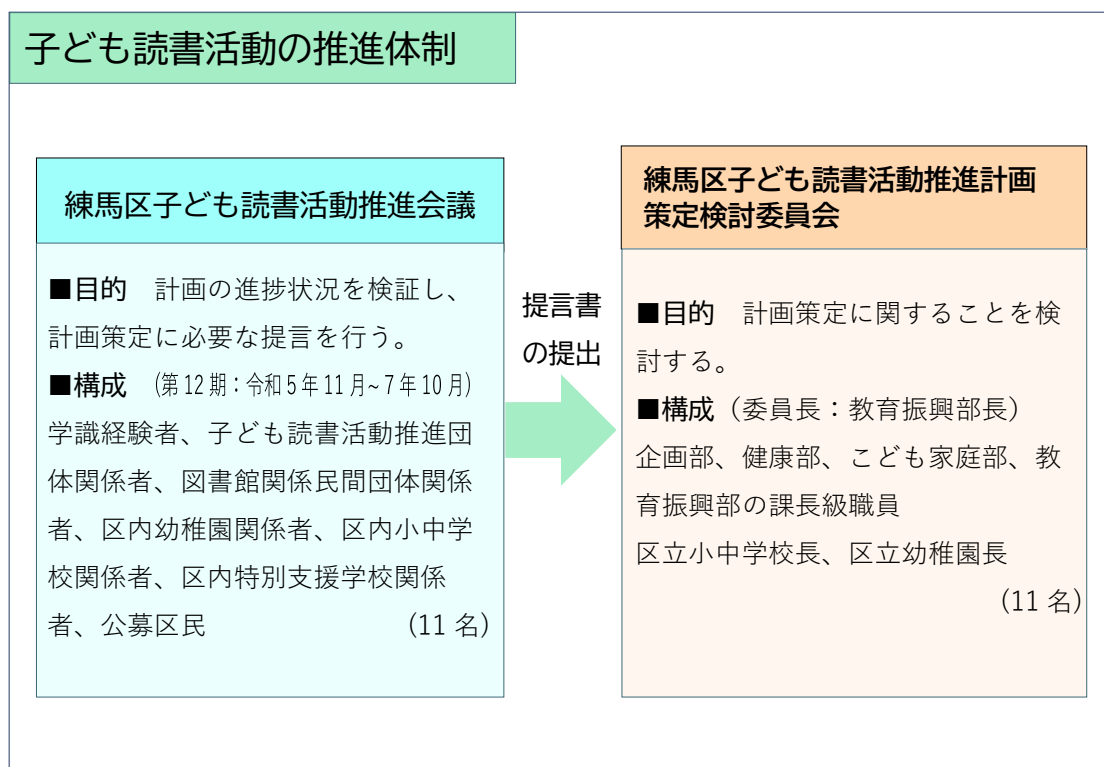
令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 計画の対象となる子どもの年齢

0歳から概ね18歳までを対象とします。

5 計画の推進体制

計画を着実に推進していくため、学識経験者、図書館関係団体、公募区民で構成する「練馬区子ども読書活動推進会議」を常設し、個別事業の取組状況や実態について意見交換を行い、問題点や課題を検証します。



第2章

子ども読書活動における現状と課題

- 1 区を取り巻く状況
- 2 これまでの区の実施状況
- 3 子どもの読書に関するアンケート

1 区を取り巻く状況

(1) 国の動き

平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が公布・施行されました。子どもの読書活動に関する基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方公共団体は子どもの読書活動の推進に関する計画を策定、公表することが定められました。

国は、推進法を受け、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次）を策定しました。その後、おおむね 5 年ごとに計画を策定し、子どもの読書活動を継続的に推進しています。

読書バリアフリー法の交付・施行

令和元年 6 月、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（通称：読書バリアフリー法）」が定められ、視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備について総合的かつ計画的に推進することが規定されました。

学習指導要領の改訂

学習指導要領等が改訂・告示され、小学校は令和 2 年度から、中学校は令和 3 年度から全面実施され、高等学校においては令和 4 年度から年次進行で実施されています。言語活動の充実および学校図書館を利用した児童生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実について規定され、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）の策定

近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、GIGA スクール構想による学校の ICT 環境の整備等により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの読書活動を推進する様々な取り組みにも影響がありました。

こうした諸情勢を踏まえて、国は令和 5 年 3 月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次）を策定しました。計画では、これまでも課題であった不読率^{※1}の低減に加え、多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備、子どもの視点に立った読書活動の推進

※は、p.71 〈用語説明〉参照

といった、新たな方針が取り入れられました。

(2) 東京都の動き

東京都は、推進法に基づき平成 15 年 3 月、「東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。その後、第二次、第三次計画を経て、令和 3 年 3 月、「第四次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。第四次計画では、新学習指導要領を踏まえて「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」を目指しているほか、「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」「読書の質の向上」などが掲げられています。また、区市町村での計画策定について規定し、「子供の読書活動を推進していく上で、さらに実効性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取り組みを示すことが大切です」としています。

(3) 練馬区の動き

練馬区子ども読書活動推進計画の策定

区では、平成 16 年 3 月に「練馬区子ども読書活動推進計画（平成 16 年度～20 年度）」を策定以来、関係団体等と連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

平成 16 年 3 月	「練馬区子ども読書活動推進計画（平成 16 年度～20 年度）」
平成 21 年 3 月	「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）（平成 21 年度～25 年度）」
平成 26 年 3 月	「練馬区子ども読書活動推進計画（第二次）（改訂版）」 ※計画期間を一年間延長
平成 27 年 9 月	「練馬区子ども読書活動推進計画（第三次）（平成 27 年度～31 年度）」
令和 2 年 3 月	「練馬区子ども読書活動推進計画（第四次）（令和 2 年度～6 年度）」

「練馬区子ども読書活動推進計画（第四次）」（以下「第四次計画」という。）では、子どもが生涯にわたり読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じた読書環境の整備の推進を目標とし、総合的・計画的に事業を展開しました。

教育現場を取り巻く動き

平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育に関する目標や施策の根本的な方針について、大綱を策定することと定められました。区では、平成 28 年 2 月に「練馬区教育・子育て大綱」（以下「大綱」という。）を策定し、さらに令和 3 年 3 月大綱を改定しました。大綱では、教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。

令和元年 11 月に策定された、「練馬区学校 ICT 環境整備計画【令和元年度改訂版】」により、令和 2 年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配備され、子どもたちの学習に利用されています。

令和 4 年 3 月、「練馬区教育振興基本計画 令和 4 年度（2022 年度）～8 年度（2026 年度）」を策定し、「学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ること」を目標としました。

これからの図書館構想の策定

令和 4 年 11 月、「これからの図書館構想」を策定しました。構想では、これからの図書館の理念やおおむね 10 年後の将来像、その実現に向けたコンセプトを示しました。

「世界につながる彩り豊かな知の情報拠点」を理念に掲げ、「世界の情報、知を届ける」「練馬の文化を次世代に繋げ、発信する」「交流が生まれ、新たな知が創造される」「デジタルを活用し、誰もが情報を得られる」の 4 つを目指す将来像として描きました。知識を集積し、発信することで、地域の知の基盤となり、グランドデザイン構想が描く成熟都市ねりまの実現の一翼を担います。

その中では、図書館と人をつなげるアウトリーチの強化や、地域とのつながりの創出、デジタルを活用したサービスの提供等の取り組みが盛り込まれています。

第3次みどりの風吹くまちビジョンの策定

区は、平成30年6月に、「暮らし」・「都市」・「区民参加と協働」の3つの分野からなる「グランドデザイン構想」を策定し、区が目指す将来像を区民の皆様と共有しました。グランドデザイン構想の実現に向けて、区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として、令和6年3月に「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。リーディングプロジェクトとして「美術館・貫井図書館の全面リニューアル」を掲げ、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが楽しめる施設とすることを決めました。また、区立図書館の利便性を高めるため、電子図書館サービスの導入、利用カードのデジタル化、全児童生徒へ配備されたタブレットパソコンを使った読書活動の推進等について取り組んでいくことを示しました。

2 これまでの区の取組状況

(1) 第四次計画期間における取組および目標指標の達成状況

第四次計画では、第三次計画の取組体系を継承し、発達段階に応じた「乳幼児の読書活動の推進」「小中学生の読書活動の推進」「高校年代の読書活動の推進」「支援を必要とする子どもの読書活動の推進」および「読書活動推進の基盤づくり」の5つの目標を定め、各種取組に対する目標指標を定めて推進してきました。

第四次計画目標指標の達成状況

目標名	指 標	実 績					目 標
		令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
目標一 乳幼児の読書 活動の推進	ブックスタート事業の参加率（％）	56.3	40.1	43.1	52.7	55.3	80
	区立図書館による乳幼児への貸出冊数（冊）	521,106	472,536	594,730	540,142	494,809	550,000
	区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数（回）	1,012	652	672	1,029	1,071	1,500
	区立図書館によるおはなし会等事業の参加人数（人）	18,464	6,731	6,403	9,799	11,815	33,500
目標二 小中学生の読 書活動の推進	小学生の読書率（％） ※ 2 年に 1 度調査	97.6	—	—	96.3	—	100
	中学生の読書率（％） ※ 2 年に 1 度調査	90.5	—	—	85.4	—	100
目標二 小中学生の読 書活動の推進	読書活動推進のための指導 計画作成割合（小学校） （％）※ 2 年に 1 度調査	78.5	—	—	100	—	100
	読書活動推進のための指導 計画作成割合（中学校） （％）※ 2 年に 1 度調査	66.7	—	—	100	—	100
	学校図書館の貸出冊数（小学校）（冊）	—	—	1,188,796	1,261,196	1,212,150	3 年度 より増加
	学校図書館の貸出冊数（中学校）（冊）	—	—	52,113	35,028	42,060	3 年度 より増加

目標名	指 標	実 績					目 標
		令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
目標二 小中学生の読 書活動の推進	区立図書館による学校等への団体貸出冊数（冊）	152,078	118,228	114,715	113,190	104,756	160,000
	本の探検ラリーの実施校数（校）	54	17	28	32	41	65
	区立図書館による小学生への貸出冊数（冊）	834,063	654,645	831,602	810,279	767,874	850,000
	区立図書館による中学生への貸出冊数（冊）	147,305	116,578	134,040	124,875	116,137	160,000
目標三 高校年代の読 書活動の推進	区立図書館による高校年代への貸出冊数（冊）	79,554	67,057	72,637	62,953	53,760	100,000
	区内都立高校生徒の読書率（％）※2年に1度調査	56.8	—	—	54.5	—	74
目標四 支援を必要と する子どもの 読書活動の推 進	障害等に配慮した資料の点数（点）	22,295	22,198	23,411	20,550	20,776	22,900
	区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数（冊）	1,792	1,215	1,211	1,377	2,831	2,100
目標五 読書活動推進 の基盤づくり	区立図書館におけるボランティアの活動回数（回）	1,515	1,038	884	1,622	1,683	1,800
	区立図書館におけるボランティアの活動人数（人）	7,982	4,497	2,682	7,241	7,650	9,000

計画期間に新型コロナウイルスの感染拡大による図書館の臨時休館等の影響を受け、取組の推進が滞ったほか、一部の目標数値が大幅に低下していますが、新型コロナウイルス感染症が五類感染症に移行した令和5年度には回復傾向にあります。

第四次計画における取組（主な課題と成果）

目標一 乳幼児の読書活動の推進

家庭や地域等における乳幼児の読書活動を推進するため、区立図書館、保育所や幼稚園、児童館、保健相談所および地域文庫^{※2}等が、事業の充実・発展に取り組んできました。

平成14年度に「ブックスタート^{※3}事業」を開始して20余年が経過しました。練馬区の乳幼児読書を支える事業として定着し、本を通じた親子のふれあいの大切さを広めています。事業の参加率は、新型コロナウイルス感染症拡大期に落ち込んだ後、令和5年度に新型コロナ以前の水準まで回復し、5割半ばを推移しています。参加率の向上をめざし、対象者がより参加しやすくなるよう周知方法等の改善を図っていくことが必要です。

また、ボランティアや地域団体と協働し、発達段階に応じた読み聞かせやおはなし会、手話つきおはなし会、地域施設への出張おはなし会等の他、多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の本の探検ラリー^{※4}等各種事業を実施してきました。

保育所や幼稚園では、園だよりや絵本コーナーを活用して、保護者におすすめの絵本を紹介する等、読書活動の支援・啓発に取り組んでいます。

児童館や学童クラブ等の施設や、区内の民間カフェで開催する「練馬こどもカフェ^{※5}」等では、推薦図書リストの配布や絵本の読み聞かせなどを行い、読書活動の支援・啓発に取り組んでいます。

主な成果 （p.12~13 を参照）

○新型コロナウイルスの感染拡大による図書館の臨時休館等により、令和2年度に各取組の数値が大きく低下しましたが、ブックスタートにおける参加率は令和5年度は回復し、令和2年度以降で最大となりました。ただし、目標値までには至っておらず、さらなる周知が必要です。

主な課題 （p.12~13 を参照）

○対前年度比の乳幼児への貸出冊数が令和4年度から2年連続で減少しています。
○令和5年度のおはなし会の実施回数は回復し、令和元年度の回数を上回っているのに対し、参加人数は64%に留まり、参加者数の回復が鈍化しています。

※は、p.71 の〈用語説明〉参照

コラム：練馬区のブックスタート



練馬区のブックスタート事業は、赤ちゃんの健やかな成長を願い、地域、保健相談所、図書館が協働し、子育てのお手伝いをしていこうという考えのもと、平成14年から始まりました。絵本をプレゼントし、わらべうたや読み聞かせを通して、赤ちゃんと保護者が心触れ合うひとときを持つきっかけをつくり、あわせて、地域の子育て情報を提供する事業です。

目標二 小中学生の読書活動の推進

区立小中学校では、全校で学校図書館運営計画^{※6}と読書活動推進のための指導計画^{※7}を作成し、朝読書や読書週間、読書旬間等の取組を計画的に行うとともに、区立図書館で実施している図書の団体貸出^{※8}や、本の探検ラリーを積極的に活用する等、読書活動の充実に取り組んできました。

また、保護者や地域のボランティアの協力を得ながら学校における読書活動の充実を図りました。学校図書館では、学校図書館管理員^{※9}および学校図書館支援員^{※10}により、読み聞かせやブックトーク^{※11}等の事業を行うとともに、調べ学習の支援、図書選定の助言、適切な蔵書管理等を行い、学校図書館を利活用した学習支援の取組を進めています。

また、学校図書館蔵書管理システム^{※12}を区立小中学校全校に導入完了し、学校図書館の利活用促進につなげています。今後は、授業での電子書籍の活用を含め、読書活動の充実に向け、教職員、学校司書^{※13}および区立図書館がいつも緊密に連携を図っていきます。

※は、p.71～72の〈用語説明〉参照

主な成果 (p.12~13 を参照)

- 小中学校における読書活動推進のための指導計画作成割合は、令和4年度に目標値の100%を達成しました。
- 学校図書館の貸出冊数は、令和2年度中に全区立小中学校への学校図書館蔵書管理システムの導入により、集計できるようになりました。令和5年度の中学校の貸出冊数は、前年度に比べ増加しました。
- 本の探検ラリーの実施校数は令和2年度に減少しましたが、以降順調に回復基調にあります。

主な課題 (p.12~13 を参照)

- 小中学生の読書率^{※14}は平成29年度以降減少が続いています。
- 団体貸出冊数、区立図書館による小中学生への貸出冊数は、令和2年度に減少した後、回復していません。
- 今後、電子図書館サービスの充実を図り、授業での電子書籍活用を広げていくことが課題です。

コラム：本の探検ラリー



本の探検ラリーは、区民団体と図書館が協働し、小中学校等で実施されています。多様な分野の本を読み、その本に関するクイズに答えることで、子どもたちの本への関心を広げ、読書週間を身に付けるきっかけをつくりま

※は、p.72 の〈用語説明〉参照

目標三 高校年代の読書活動の推進

区では、平和台図書館および関町図書館の改修工事の際に、青少年コーナーの拡充や、主に中高生がグループで調べものや学習に利用できるグループ学習室を設ける等、利用しやすい環境を整備してきました。

区立図書館では、高校生が読書に興味や関心を持てるよう、企画展示や「ビブリオバトル（知的書評合戦）」※¹⁵の開催、参加者が好きな本を持ち寄って紹介、参加者全員で一冊の本を読んで感想を語り合う「読書会」等の事業を実施しています。

主な課題（p.12～13 を参照）

- 高校生年代への貸出冊数は、令和2年度に減少し、令和3年度に回復したものの、その後減少が続いています。高校年代の図書館利用を促進していくことが課題です。
- 全国の読書率と比較すると、練馬区の数値はいずれの年代も高い数値となっています。ただし、小学校、中学校、高等学校と校種が上がるにつれて不読率が上昇することから、とりわけ高校生年代への読書活動の啓発が必要です。

【参考】

単位（％）

【全国】	平成			令和			練馬区
児童生徒の読書率	25 年度	27 年度	29 年度	元年度	3 年度	4 年度	4 年度
小学生	94.7	95.2	94.4	93.2	94.5	93.6	96.3
中学生	83.1	86.6	85.0	87.5	89.9	81.4	85.4
高校生	55.0	48.1	49.6	44.7	50.2	48.9	54.5

（全国学校図書館協議会「学校読書調査」より）

コラム：ビブリオバトル



ビブリオバトルは、参加者が一人ずつ本を紹介し、最も読みたいと思う本を投票で決めるゲームです。中高生をはじめ、多様な年代の参加者同士が、本を通してコミュニケーションを図ることができます。

※は、p.72 の〈用語説明〉参照

目標四 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

区立図書館は、子どもの発達段階や特性に応じて楽しむことができる、絵本と遊具の性質を兼ね備えた、布の絵本※¹⁶の制作や収集を行い、絵本の世界に親しめる場の提供を進めています。布の絵本の所蔵点数は、全国の自治体の中でも上位に位置しています。また、定期的に布の絵本制作講習会を開催し、ボランティアの育成にも努めています。

手話つきおはなし会や出張おはなし会の実施、特別支援学級への団体貸出を行う等、支援を必要とする子どもが様々な本と触れ合う機会の充実を図りました。今後は、障害に配慮した事業や日本語を母語としない子どもに配慮した事業等をさらに充実させていき、誰もが読書活動を楽しむことのできる環境を整備していく必要があります。

主な成果 (p.12~13 を参照)

○令和5年度の特別支援学校等への貸出冊数は、前年度より大幅に増加し、目標値を達成しました。

コラム：布の絵本



練馬区では、多くの図書館で布の絵本のボランティアサークルが活動しており、心を込めて布の絵本を手作りしています。障害の有無に関わらず、フェルトの手触りと、ボタンやマジックテープを用いた仕掛けで遊びながら絵本を楽しむことができます。

目標五 読書活動推進の基盤づくり

区立図書館ボランティアが読み聞かせを行い、地域文庫が無償で子どもたちに本の貸出しを行うなど、家庭・学校・図書館・地域が連携し、相互に協力しながら各種事業に取り組んできました。令和5年度には、練馬区が布の絵本の収集を始めて40周年を迎え、布の絵本講演会・大展示会を開催し、布の絵本制作に長年関わってこられたボランティアによる布の絵本の読み聞

※は、p.73の〈用語説明〉参照

かせなども実施しました。練馬区の読書活動はこれら地域の方々により支えられ、発展を遂げてきました。区立図書館は、関係団体をつなぐ中心的な役割を担い、情報交換および相互協力を進めています。

本計画の事業については、公募区民、学校、読書活動推進団体および学識経験者による練馬区子ども読書活動推進会議（平成 16 年度に設置）において、意見交換や検討を行い、進捗状況等を検証しています。

主な成果 （p.12~13 を参照）

○令和5年度のボランティアの活動回数は直近の5年間で最多となり、活動人数もおおむね新型コロナ感染拡大以前の数値に回復しています。

3 子どもの読書に関するアンケート

子どもの視点に立った読書活動を推進するため、令和6年度に区立小学校2年生、5年生、中学校2年生（8年生）、区内の都立高等学校に通う生徒を対象に「子どもの読書に関するアンケート」を実施しました。その概要を22～23ページにまとめています。

①「1か月に本を何冊くらい読みますか」の質問に対して、1か月に全く本を読まない割合は、小中学生が5～10%なのに対して、高校生は40%弱という結果でした。学年が上がるにつれて不読率が上昇していることが読み取れます。**家庭や学校を通じて読書習慣を定着させる**ための取組が必要です。

②「まちの図書館を利用していますか」の質問では、1週間に1～2回以上利用している割合は、小学2年生で30%、中学2年生で6%、高校生で4%となり、学年が上がるにつれて図書館利用が減少していることが分かります。特に、高校生の半数以上は図書館をまったく利用していないという結果となりました。

③「まちの図書館を利用しないのはなぜですか」の質問に対し、利用しない理由の1位は、「本は自分で買うから」、3位は「読みたい本が図書館にはないから」という結果でした。図書館がお勧めする本と、中高生の読みたい本との間に乖離が生じている可能性があります。また、読みたい本を所蔵していてもそれを知らない場合や、人気が高いため貸し出されていることなども考えられます。**中高生のニーズを適宜組み取りながら読書の質を高めていく**ような蔵書を構成していくと同時に、新刊図書などを知らせる推薦図書リストの充実なども必要となります。

④図書館でやってほしいイベントについての質問については、小学生からはおはなし会や科学教室などの人気が高く、中高生からは、ボードゲームやマンガ・ライトノベル^{※17}講座などの人気が高い結果でした。人気の高い中高生向け事業を一部の館では実施しているものの、回数は限られているのが現状です。**中高生にも興味を持ってもらえるような事業をより充実させていく**課題があります。

⑤「学校図書館を休み時間や放課後どのくらい利用していますか」の質問に対して、1週間に1～2回以上利用している割合は、小学2年生で50%。中学2年生で20%、高校生になると10%と減少しています。学校での読書指導体制を充実していく課題があります。

※は、p.73の〈用語説明〉参照

⑥本を読むのが嫌いと答えた子どもに対して、その理由を訊ねた質問に対して、本を読むのが嫌いな理由の1位は「面倒だから」、2位は「文字を読むのが苦手だから」という結果でした。両者は深く結びついており、読むことの苦手意識から読書が面倒ととらえられている可能性も想定されます。**読むのが苦手な子どもでも気軽に読書機会に触れられるような読書のあり方**が望まれているととらえることができます。

⑦「図書館にどのような電子書籍があるとうれしいですか」という質問に対し、あってほしい電子書籍は、マンガ・小説に次いで3位が「趣味の本」、4位が「調べ学習の本」という結果でした。年齢が上がると「ライトノベル」の人気も高く、中学2年生では4位、高校では3位となりました。子どものより深く知りたいと思う意欲に応えられるよう、学校支援の充実や地域資料のデジタルアーカイブ化も進めていく必要があります。

⑧図書館での会話についての質問では、中高生の7割は会話に対して許容的で、「少しの会話ならいい」、「会話できるスペースや時間があれば、そこでならいい」に回答しました。**中高生年代の居場所・交流の場として、会話を楽しめるスペースが求められており、既存の静かに読書するためのスペースとの共存方法を検討する必要があります。**

⑨理想の図書館について自由記述で記載してもらう質問です。理想の図書館は「**誰かの居場所になれる**」、「**本について図書館の人に聞きやすい**」といった意見が見られました。

この他のアンケートの詳細は、巻末資料を参照してください。



おとよか

子どもの読書に関するアンケート結果【概要版】

目的

子どもの読書状況の把握に努め、次期「練馬区子ども読書活動推進計画」への反映や、新規取組の検討を目的として実施した。

対象

区内全小中学校に通う、小2、小5、中2、区内の都立高等学校に通う生徒（石神井1・2年、練馬1・2・3年、光丘2年、田所2年）

回答件数

小中学生、高校生の対象者数17,144人　うち回答者数9,974人（回答率58.2%）

①学年が上がるにつれ不読率が上昇

問3-1 あなたは、1か月に本を何冊くらい読みますか（n=9,974）



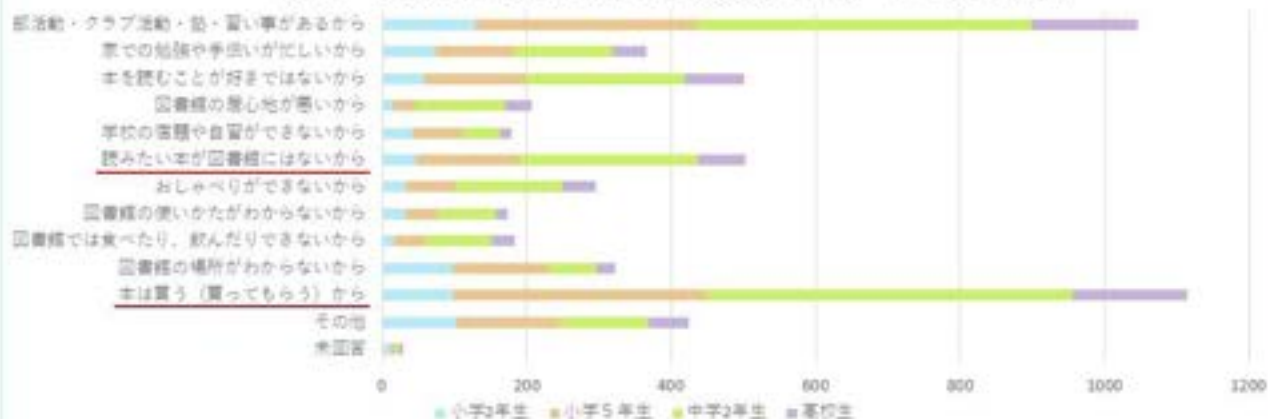
②学年が上がるにつれ図書館利用が減少

問5-1 あなたは、まちの図書館を利用していますか（n=9,974）



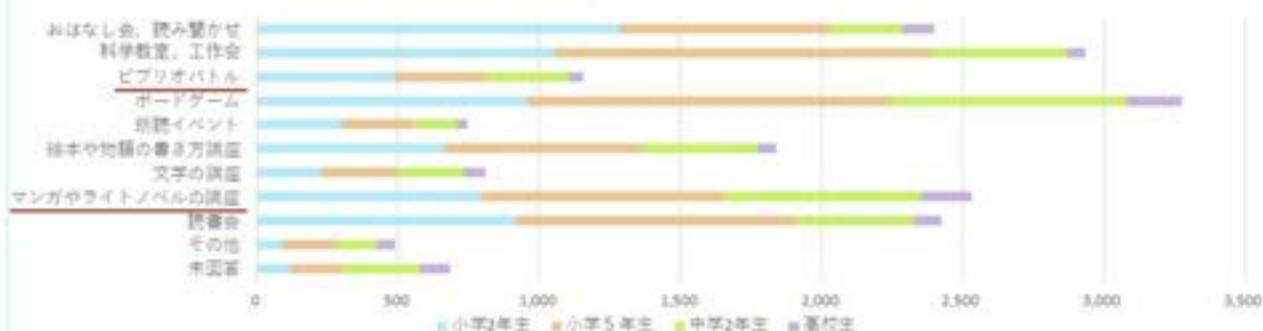
③図書館がお勧めする本と、中高生の読みたい本との間の乖離

問5-3 まちの図書館を利用しないのはなぜですか（n=2,801/複数回答）



④中高生に人気の事業の充実が課題

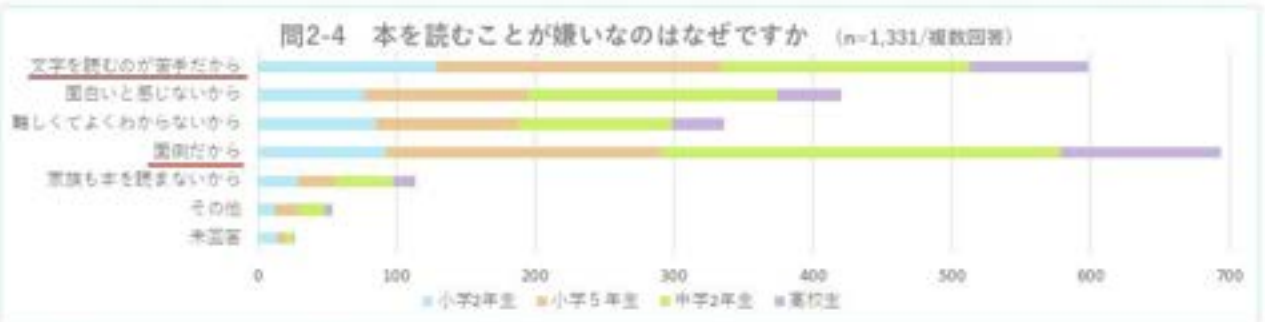
問9 練馬区立図書館でやってほしいことはありますか（n=9,974/複数回答）



⑤学校図書館も年齢が上がるにつれ利用減少



⑥本が嫌いな理由は「面倒・文字が苦手」



⑦電子書籍はマンガ・小説に次いで趣味の本に需要。中高生にはラノベも人気



⑧中高生の図書館での会話許可派は7割強



⑨理想の図書館は(自由記述)

問12 あなたが考える理想の図書館を教えてください

- 誰かの居場所になれる図書館
→ 居場所を必要とする子ども
- 英語の本をふやしてほしい
→ 英語多読コーナー
- 友達と話しながらか楽しく読める
→ 会話スペース
- 自習スペースやカフェがある
- 読みたい本を探すときに手伝ってくれる
- 図書館の人に本を開きやすくする
→ コンシェルジュ

課題	
自ら学ぶ喜びを知り、探求する姿勢の獲得の支援 	(1) 学年が上がるにつれて不読率が上昇 ① ■ 1 か月に全く本を読まない割合は、小・中学生が5～10%なのに対して、高校生は40%弱。 (2) 学年が上がるにつれて図書館利用が減少 ② ■ 1 週間に1～2 回以上利用は小2で30%、中2で6%、高校は4%。 (3) 図書館がお勧めする本と、中高生の読みたい本との間の乖離 ③ ■ 図書館を利用しない理由の1 位は、「本は自分で買う」3 位は「読みたい本がないから」。 (4) 中高生に人気の事業の充実が課題 ④ ■ 中高生に人気の高い事業は、ボードゲーム、マンガ・ラノベ講座。 (5) 学校図書館も年代が上がるにつれて利用減少 ⑤ ■ 1 週間に1～2 回以上利用は小2で50%、中2で20%、高校で10%。
誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備 	(1) 図書館の居場所機能への期待の高まり ⑨ ■ 理想の図書館は「誰かの居場所になれる図書館」。 (2) 読書に支援を必要とする子どもの増加 ・ 18歳未満の障害児が増加している。(身体/知的) ■ H30年からR5年で481人→502人/1,105人→1,258人 ・ 障害児向けサービスの需要が高まっている傾向にある。 ■ R6年からR8年の児童発達支援の利用見込が1,141人/月→1,257人/月 ・ フリーマインド・トライの登録者数の増加(小/中) ■ R1年からR5年で59人→101人/128人→169人 ・ 区内に居住する18歳未満の外国籍の子どもが増加傾向にある。 ■ H25年からR5年の10年で1,266人→2,189人(約1.7倍)。 (3) 読むのが苦手な子どもでも読みやすい読書のあり方の要望 ⑥ ■ 本を読むのが嫌いな理由の1位は「面倒だから」、2 位は「文字を読むのが苦手だから」。
デジタル社会に対応した読書環境の整備 	(1) 電子図書館サービス導入・ホームページ充実への期待 ⑦ ■ 電子書籍はマンガ・小説に次いで3位が「趣味の本」、4 位が「調べ学習の本」に需要がある。校種が上がると「ラノベ」の人気も高まり、中2では4位、高校では3位に。 ・ 図書館利用者アンケートでは、誰もが図書館の情報を利用できるようにするために必要なのは、1 位が「電子書籍」、2 位が「ホームページの充実」。 ・ 「よみきかせボランティアの希望者と読書事業を実施したい地域施設を結びつけることが必要」(第二回推進会議)
子どもの視点に立った読書活動の推進 	(1) 意見の発信・共有の場としての図書館の役割への期待 ⑨ ■ 理想の図書館は「みんなの感想を分かち合える」「友達と話しながら楽しく読める」。学校図書館では「友達と面白そうな本を探している」といった意見が学がった。 (2) 友達との交流の場としての機能充実の要望 ⑧ ■ 中高生の7 割が図書館での会話に許容している。 (3) レファレンスの充実の要望 ⑨ ■ 理想の図書館は「読みたい本を探すときに手伝ってくれる」「図書館の人に本を聞きやすくする環境づくり」といった意見

※末尾の数字は子供の読書に関するアンケート結果【概要版】のアンケートの番号

課題と取組の方向性

取組の方向性	具体的取組
・ 幼少期からの読書習慣の定着	ブックスタートの充実
・ 家庭での読書活動の推進	家読の推進
・ より身近な場所で読書できる環境の整備	地域施設の読書活動の整備
・ 中高生年代が図書館に望むニーズと実態とのミスマッチの解消	ボードゲーム、科学教室等多様な事業の推進
・ 図書館に来館したくなる魅力ある事業の充実	中高生年代の読書環境の整備（英語多読等）
・ 学校生活の中で読書活動を支える体制の充実	ブック・アート・キッズスペースの設置
	学校司書の充実
・ 学校になじめない子どもや家庭生活に問題を抱える子どもの居場所の確保	居場所を必要とする子どもに向けた読書活動支援（フリータイム・トライ、中3勉強会、アンガブル）
・ 普段、図書館への来館の難しい児童への読書機会の確保	特別支援学校等児童生徒の図書館見学等の受入
・ 日本語で文字を読むことに困難を抱える児童の読書機会の確保	放デイへの出張おはなし会等アウトリーチの充実
・ 図書館のDX化	やさしい日本語を用いた図書等を展示するりんごの棚の充実
・ 見やすく必要な情報にアクセスしやすいホームページの作成	アクセシブルな電子書籍・オーディオブックの取扱
・ 電子書籍を用いた学校支援の充実	電子図書館サービスの充実
・ 調べ学習に適した電子書籍の充実	図書館ホームページの充実
・ ホームページを活用したよみきかせボランティアのニーズの合致	全児童生徒への図書館アカウント付与
	地域資料のデジタルアーカイブ化
・ 子どもの好きな本の情報を発信できる場の提供	読み聞かせ等ボランティアと施設のマッチング事業
・ 子どもの意見を取り入れた図書館づくりの推進	児童生徒による主体的な図書館づくりの支援
・ 子連れの保護者や放課後の中高生の利用しやすい図書館づくり	青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進
・ 子どもが利用しやすいレファレンスサービスの充実	会話などを楽しめる時間帯やスペースの提供
	図書館コンシェルジュサービスの検討

※赤字は新規事業

第 3 章

計画の基本目標と取組の体系

基本目標

自ら読書に親しみ、夢や希望を持ち、未来を切り拓く

基本方針	I 家庭	II 学校
自ら学ぶ喜びを知り、探求する姿勢の獲得の支援 	・未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備 継続 ・家読（うちどく）の推進 新規 ・ブックスタートの充実 継続	・学校司書の充実 ・放課後における読書充実 ・学校図書館の地域活用
誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備 	・図書館資料の郵送サービス 継続	・特別支援学校等児童の図書館見学等の受入
デジタル社会に対応した読書環境の整備 	・アクセシブルな電子書籍の取扱い 新規 ・オーディオブックの取扱い 新規	・全児童生徒への電子図書館アカウント付与 ・地域資料のデジタル化
子どもの視点に立った読書活動の推進 		・児童生徒の意見を取った外国語資料の充実 ・児童生徒による主体書館づくりの支援

子どもたちの育成

基本目標の実現に向けて、
四つの基本方針に基づく事業を展開

Ⅲ 図書館

Ⅳ 地域

新規	・ブック・アート・キッズスペースの設置 新規	
活動の継続	・多様な読書事業の推進 継続	・地域施設の読書環境の整備 継続
利用継続	・中高生年代の読書環境の整備（英語多読等） 新規	
生徒継続	・やさしい日本語を用いた図書を展示するりんごの棚の充実 新規	・働くことへ不安を持つ若者への支援 新規
		・アウトリーチの充実 新規
		・地域施設等との連携 継続
図新規	・電子図書館サービスの充実 新規	
アーカ新規	・図書館ホームページの充実 継続	・よみきかせ等ボランティアと施設のマッチング事業 新規
り入れ新規	・青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進 新規	・地域団体と図書館の連携の強化 継続
本的な図新規	・会話などを楽しめる時間帯やスペースの提供 新規	・居場所を必要とする子どもに向けた読書活動支援 新規
	・高校生年代によるおすすめ本などの情報発信 新規	
	・図書館コンシェルジュサービスの検討 新規	

第 4 章

第五次計画目標指標

第五次計画目標指標

第四次計画での成果と課題を踏まえて目標指標を見直しました。

読書活動の場		指 標	実 績	目 標
			令和 5 年度	11 年度
家庭	1	ブックスタート事業の配布率（％）	67.1	75
	2	区立図書館による乳幼児への図書貸出冊数（冊）	494,809	600,000
	3	区立図書館による乳幼児への電子書籍貸出件数（件）	—	600
学校	4	小学生の読書率（％）	96.3 ※令和 4 年	100
	5	中学生の読書率（％）	85.4 ※令和 4 年	95
	6	学校図書館の貸出冊数（小学校）（冊） ／児童一人当たりの貸出冊数	1,212,150 ／36.2	1,300,000 ／38.8
	7	学校図書館の貸出冊数（中学校）（冊） ／生徒一人当たりの貸出冊数	42,060 ／3.12	46,000 ／3.5
	8	区立図書館による学校等への団体貸出冊数（冊）	104,756	155,000
	9	本の探検ラリーの実施校数（校）	41	50
	10	区立図書館による小学生への図書貸出冊数（冊）	767,874	850,000
	11	区立図書館による小学生への電子書籍貸出件数（件）	—	1,700
	12	区立図書館による中学生への図書貸出冊数（冊）	116,137	160,000
	13	区立図書館による中学生への電子書籍貸出件数（件）	—	650
	14	区立図書館による高校生年代への図書貸出冊数（冊）	53,760	100,000
	15	区立図書館による高校生年代への電子書籍貸出件数（件）	—	400
	16	区内都立高校の生徒の読書率（％）	54.5 ※令和 4 年	65

読書活動の場		指 標	実 績	目 標
			令和 5 年度	11 年度
図書館	17	区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数 (冊)	2,831	3,500
	18	区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数 (回)	1,071	1,500
	19	区立図書館によるおはなし会等事業の参加人数 (人)	11,815	20,000
	20	区立図書館による青少年向け事業の実施回数 (回) ※通常の展示を除く	—	50
	21	障害等に配慮した資料の点数 (点)	20,776	22,900
	22	障害等に配慮した事業の実施回数 (回)	—	15
	23	日本語を母語としない子どもに配慮した事業の実 施回数 (回)	—	20
地域	24	区立図書館におけるボランティアの活動回数 (回)	1,683	1,800
	25	区立図書館におけるボランティアの活動人数 (人)	7,650	8,500
	26	障害者施設等へのアウトリーチ事業の実施回数 (回)	—	30

注 1 ブックスタート事業の配布率は、健診対象者に対する配布率です。

注 2 学校図書館の児童生徒一人当たりの貸出冊数の令和 11 年度目標値は、令和 6 年
5 月 1 日現在の児童生徒数をもとに算出しています。

第5章

子どもの読書活動推進のための取組

- I 家庭
- II 学校
- III 図書館
- IV 地域

区内では多くのひとが、読書を通じて子どもたちの成長に関
家庭での幼い子どもに向けた読み聞かせ、**学校**で友達ととり
刺激し深い感動を与える**地域**の方々によるおはなし会。
そして、**図書館**はこれらの方々により育まれてきた地域文化
きた文化資産をまた地域に還元していくことで、相互に支え、
きます。

第五次計画では、4つのリーディングプロ

家読（うちどく）をはじめませんか？

家庭 家読ってなあに？



家読は、家族などで同じ
本を読んで、感じたこと
を共有する取組です。本
を媒介に家族が話し合い、
絆が深まります。
図書館では家読ノートや
推薦図書リストを
配布します

4つの
リーディング
として展開

居心地のよい図書館になります

図書館 おしゃべりOK

館内で声を出しても大丈夫な時間や場
所を設定します。
小さな子ども連れの保護者向けには午
前中、放課後の中高生向けには決まっ
た曜日の夕方など、
実施の方法を検討していきます。



わっています。
交わす物語の感想、聞き手の想像力を

の成果といえます。この地域で培って
学びあい、さらなる文化的成熟を遂げてい



ジェクトを設定し、計画を推進します。

授業で電子書籍を使えるようにします

学校 朝読書も電子書籍で！



令和7年1月から
電子図書館サービスを開
始しました。
区立全小中学生に電子図
書館のアカウントをお配
りします。
中高生向けの電子書籍も
充実させていきます。

施策を
プロジェクト
していきます

地域の様々な居場所で読書を楽しめる
ようにします

地域 学校になじめない子も
居場所の必要な子も

不登校児童生徒の
ための教室や
中高生の居場所事業で団
体貸出など読書活動を支
援します。
また、日本語を母語とし
ない子どもにも支援をし
ます。



I 家庭

5年後の目標

- 1 乳幼児期から継続的に読書習慣を定着させるため、家庭読書の第一歩としてのブックスタート事業を充実
- 2 家読（うちどく）※¹⁸の推進

現状と課題

乳幼児期から本に触れあうことは、成長を通じて生活の中に読書習慣が定着していくためにも大切です。家庭読書の推進の一環として、「ブックスタート事業」により、乳幼児の本との出会いの機会を提供していますが、ここ数年配布率は5割半ばを推移しています。目標値の75%達成のため、周知方法等に更なる工夫が必要です。

令和7年1月に電子図書館サービスを導入し、図書館に来館しなくても読書に親しむことのできる環境整備を進めています。今後、サービスが定着し、電子書籍の貸出しが増加していくよう、取扱いする資料を充実させていく必要があります。

取組内容

1 ブックスタート事業の充実

絵本を通じて乳児と保護者のふれあいを深め、また絵本に親しんでもらえるように、平成14年度から区立図書館やブックスタートの会、保健相談所が連携してブックスタート事業を実施しています。絵本を手渡すほか、ブックスタートについての説明と、絵本の読み聞かせやわらべうたの紹介などを行っています。日本語を母語としない方も含め、対象の方がブックスタート事業により参加しやすくなる周知の工夫や、講習会の実施によるブックスタートスタッフのスキルアップを図ります。

あわせて、ブックスタート参加者へ、子どもの図書館利用登録を行うよう働きかけ、幼少期からの図書館利用を促進します。

※は、p.73の〈用語説明〉参照

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
ブックスタート事業の配布率(%)	67.1%	75%

「ブックスタート事業」参加の様子



2 家読（うちどく）の推進

(1) 乳幼児と保護者に向けた事業

図書館と地域文庫のおすすめ本を掲載する「よんでみようこんなほん」および新刊のおすすめ本と図書館の行事案内を行う「ほんだな」の発行、配布を行います。

家庭で読み聞かせを行う方向けに区立図書館では、「よみきかせ講習会」を実施しています。読み聞かせを行うことで、子どもは、保護者の声を聴き、見ているものを見ようと、感情の動きを感じ取り、テーマを共有します。こうした声やまなざしを介した対話関係が、保護者と子どもの信頼関係を育み、子どもの情緒を養います。生活のなかに本があり、大人が子どもに本を読んであげることの大切さを積極的に啓発していきます。

また、子育てのひろば「ぴよぴよ」をはじめとした子育て支援施設で、区立図書館や地域のボランティアの方などと連携した絵本の読み聞かせ事業を実施します。

身近な民間カフェの店内で、在宅の子育て世帯に対して支援を行う「練馬子どもカフェ」にて、幼稚園教諭や保育士による絵本の読み聞かせを実施します。

子育て中の保護者や子どもの教育に関心のある方などを対象とした「子育て学習講座^{※19}」では、地域文庫や学校図書館開放指導員の会^{※20}など子どもの読書に関わる団体等が受託して、子どもの本や絵本の読み聞かせに関する内容を取り上げる講座も行っています。

また、いろいろなことを子どもたちが体験したり挑戦したりできる「ねりま遊遊スクール^{※21}」において、図書を活用した講座も開催しています。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による乳幼児への図書貸出冊数（冊）	494,809	600,000
区立図書館による乳幼児への電子書籍貸出件数（件）	—	600

(2) 未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備

保育園、幼稚園等保育施設では、子どもの発達段階や特性に応じた絵本の読み聞かせを行います。季節行事や防災等安全指導の機会に絵本を活用するなど、日々の保育や教育を通して子どもが絵本に触れる機会を提供できるよう、保育園・幼稚園等への読書案内の配布や団体貸出の推進を行うほか、区立図書館からの出張おはなし会や図書館見学、職員向けの「よみきかせ講習会」を行います。

(3) 小学生への啓発活動（家読ノートの配布）リーディング 新規

家読（うちどく）は、家族などで同じ本を読んで、感じたことを共有する取組です。本を媒介に家族が話し合い、絆を深める効果が期待されます。区立図書館は、家読を含め、家庭での読書習慣が定着するよう、推薦図書などの図書情報を発信し、家庭での読書活動を勧奨・啓発します。

家庭読書を推進するため、読んだ本を記録する「読書ノート」や、読んだ本の感想を複数人で書き合う「家読ノート」を配布します。

(4) 中高校生年代に向けた事業

中高生向けに発行しているおすすめ本のブックリスト「コンパス」の内容をより一層充実していきます。「コンパス」は区内中学校・高校等に配布しています。

※は、p.73 の〈用語説明〉参照

令和7年1月に図書館ホームページをリニューアルしました。これに伴い、図書館事業に利用者が参加しやすくなるよう児童・青少年向け行事のホームページ上での受付を開始します。また、図書館が所蔵していない資料の予約をホームページ上で受け付けるようにします。今後も、子ども・青少年向けページのさらなる充実を図っていきます。

(5) 図書館資料の郵送サービス

障害等により図書館への来館が困難な子どもに対して、図書館資料の郵送サービスを継続します。

3 家庭読書に適した資料の充実

(1) 電子図書館サービスの充実 新規

障害や、時間的・空間的制約により図書館に来館することが難しい子どもでも、タブレットパソコン等を用いて気軽に図書に触れることができるよう、令和7年1月に電子図書館サービスを導入しました。今後、利用者の年代に応じて、それぞれの知りたい、調べたいといった要求を満たす資料を充実させていきます。また、読み上げ機能に対応したアクセシブルな電子書籍^{※22}やオーディオブック^{※23}の取扱いを充実させ、障害等により読み書きが困難な子どもたちも図書に触れられる機会を提供します。

(2) 各年代向けの家庭読書に適した資料の充実

乳幼児に向けては、絵本や紙芝居等、乳幼児が読書に喜びを見いだせる資料の選定に努めるほか、子どもの知りたいという意欲に応えられる絵本コーナーの整備を進めます。また「布の絵本」のように、風合いのやさしさ、手触りの心地よさなどが味わえ、障害の有無に関わらず誰もが楽しむことのできる資料のさらなる充実を図ります。さらに、日本語を母語としない保護者が乳幼児とともに読書に親しめるよう、外国語絵本のさらなる収集を行います。

小学生年代に向けては、子どもの想像力をかき立て感性を育む多彩な資料をそろえていきます。また、学校の調べ学習などにも使用できるような、知的好奇心を刺激し、知識を深められる資料を充実していきます。子どもが読みたい本を選ぶ際のヒントとなるように、児童向け図書の新着本・テーマ本等の紹介企画を館内で行うほか、図書館ホームページでも図書情

※は、p.73 の〈用語説明〉参照

報を発信していきます。児童のタブレットパソコン等でも読書ができるよう、電子書籍の導入を推進し、来館をせずとも家庭読書ができるよう環境を整えていきます。

中高生年代に向けては、部活・進学・職業等の興味をもちやすいテーマの資料収集に努めるほか、教科書掲載図書の関連本や英語の多読^{※24}用に適した読み物など学習に役立つ資料も揃えていきます。青少年向けの電子書籍の取扱いを増やしていき、非来館型サービスの充実を図ります。

(3) 動画コンテンツの充実

家庭視聴に適した動画コンテンツの作成、充実を図り、読書意欲を喚起することで図書館利用を促進します。絵本の読み聞かせや紙芝居の上演のほか、昆虫やSDGsなど、子どもの調べ学習や知識欲に応えるコンテンツを増やしていきます。また、外国語の読み聞かせ動画や手話つき動画の作成を継続し、日本語を母語としない子どもや障害のある子どもの読書機会の充実に努めます。

※は、p.73 の〈用語説明〉参照

II 学校

5年後の目標

区立図書館、学校図書館および関係団体等の連携により、デジタル社会に対応した学校図書館の機能の充実とさらなる活用を図り、子どもたちの自主的・自発的な読書活動を充実する。

現状と課題

令和2年度末までに、学校図書館蔵書管理システムが全区立小中学校に導入され、蔵書管理の効率化およびレファレンスの充実が進んでいます。

また、小中学校における読書活動推進のための指導計画の作成割合は、100%となり、令和6年度目標値を達成しました。

学校における読書指導計画の整備が進んだ一方で、小学校における貸出冊数は、令和4年度に比べて令和5年度は減少しています。子どもたちの自主的・自発的な学習活動・読書活動を推進するため、さらなる学校図書館の活用が求められています。

また、令和2年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配備され、子どもたちの学習に利用されています。区立図書館による電子図書館サービスの開始により、児童生徒が授業で電子書籍を利用できるようになります。今後は、タブレットパソコンを活用し、更なるデジタル社会に対応した学びの支援を行っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、区立図書館による学校への団体貸出冊数や、本の探検ラリーの開催回数は減少し、感染拡大前の水準に戻っていません。引き続き、区立図書館や関係団体による学校図書館への支援を積極的に行っていく必要があります。

また、小学校から中学、高校へと校種が上がるにつれて不読率が高まっていることから、とりわけ中高生年代に向けた読書活動の推進により注力していくことが求められています。

取組内容

1 学校図書館の充実

(1) 学校図書館の利活用の促進 新規

区立小中学校が学校図書館運営計画および読書活動推進のための指導計画を作成し、それらに基づき学校図書館のさらなる利活用を図ります。また、学校図書館の利便性向上やサービスの充実を図るため、令和7年度から、司書資格等を有する学校司書を全校に配置します。

小中学校は、学校図書館の資料の更新や新規購入を行い、児童生徒の多様な興味・関心に応えられる図書、各教科や総合的な学習の時間に必要な図書の充実を図ります。区立図書館の除籍図書のリサイクルや寄贈図書を活用し、学校図書館や学級文庫の充実を図るほか、図書以外にも音楽・映像資料やリーフレット、標本といった学習に必要な教材の整備を検討します。

また、それぞれの学校図書館で特色のある企画展示や学校図書館だよりなどの周知物の発行に努めます。児童生徒だけでなく、保護者に向けても、読書活動の重要性を発信し、本が身近にあり、本を通じた親子のコミュニケーションが図られるよう啓発していきます。

(2) 児童生徒による学校図書館づくり支援 新規

子どもたちの視点に立った、自主的・自発的な学習活動・読書活動を推進するため、児童による主体的な学校図書館づくりに取り組むことを各学校の読書指導計画へ位置付けます。また、区立図書館と近隣の小中学校が集まる学校連絡協議会で児童生徒による学校図書館づくりの先進事例について情報共有をします。

指標	令和5年度実績値	令和11年度目標値
学校図書館の貸出冊数(小学校)(冊) ／児童一人当たりの貸出冊数	1,212,150 ／36.2	1,300,000 ／38.8
学校図書館の貸出冊数(中学校)(冊) ／生徒一人当たりの貸出冊数	42,060 ／3.12	46,000 ／3.5

■学校図書館での取組



人気の絵本「どうぞのいす」(作/香山美子 絵/柿本幸造 ひさかたチャイルド)をモデルに、いすに置いてある誰かのおすすめ本を借りたら、次の人のために自分の好きな本を置いていくコーナーや図書委員によるおすすめ本の紹介展示を行っています。

(3) 学校図書館の地域活用

地域の方に開放している学校図書館では、子ども向けの図書の貸出しやおはなし会等を行います。さらに地域の人材を活用し、行事の充実、蔵書の整備を進めます。

(4) 放課後における読書活動の推進

放課後の「ひろば事業^{※25}」では、小学校の学校図書館を在校生の「読書の場」として活用します。ひろば事業を通じて学校図書館の利用を拡げることにより、児童がさまざまな本に触れる機会を提供します。

2 小中学校における読書指導の充実

(1) 電子書籍の授業での利活用 リーディング 新規

令和7年1月に、区立図書館では電子図書館サービスを開始しました。学校のWi-Fi環境整備に合わせて、区立小中学校の全児童生徒に電子図書館利用のためのアカウントを付与します。区立図書館の「こどものページ・青少年のページ」に加えて「ねりま電子図書館」のページをタブレットパソコンのブックマークに登録したことで、アクセスしやすくなりました。朝読書や調べ学習等、授業で利活用できる環境を整えます。

また、電子書籍を活用したグループ学習等の事例を学校連絡協議会など

※は、p.74の〈用語説明〉参照

の場で共有し、主体的・対話的で深い学びの実現のために支援します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
小学生の読書率（％）	96.3 ※令和 4 年	100
中学生の読書率（％）	85.4 ※令和 4 年	95
区立図書館による小学生への図書貸出冊数（冊）	767,874	850,000
区立図書館による小学生への電子書籍貸出件数（件）	—	1,700
区立図書館による中学生への図書貸出冊数（冊）	116,137	160,000
区立図書館による中学生への電子書籍貸出件数（件）	—	650

(2) 児童生徒への情報発信の充実

区立図書館で発行している年代別おすすめ本リスト「よんでみようこんなほん」「コンパス」の、タブレットパソコンで閲覧しやすい配信方法を検討します。また、区立図書館で近隣学校教諭によるおすすめ本の企画展示を行う等、学校図書館と区立図書館の相互の情報発信を行います。

(3) 区立図書館による学校支援の充実

区立図書館は、小中学校における読書活動を支援するため、図書館資料の団体貸出を進めます。また、調べ学習を支援する図書を小中学校に貸し出せるよう、学校支援用図書の充実に努めます。

区立図書館による出張おはなし会やブックトーク、多様な分野の本に触れ、読書の楽しみを体験できるクイズ形式の「本の探険ラリー」をより多くの子どもたちに楽しんでもらえるよう学校に働きかけます。

また、職場体験や図書館見学、まちたんけんなどを積極的に受入れるほか、小中学校の教職員を対象とした図書館活用に関する研修を実施します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による学校等への 団体貸出冊数（冊）	104,756	155,000
本の探検ラリーの実施校数 （校）	41	50

(4) 地域資料のデジタルアーカイブ化 **新規**

区立図書館で所蔵する地域資料のデジタルアーカイブ化を進め、調べ学習等で児童生徒が地域の特色や歴史を学ぶための支援を行います。

(5) 区立図書館による特別支援学校等への支援の充実

特別支援学校等の読書活動を支援するため、区立図書館の事業や図書館資料の情報提供を行い、読み聞かせやブックトーク、図書館資料の団体貸出等を推進します。

また、特別支援学級児童生徒のまちたんけん、図書館見学、職場体験を積極的に受け入れます。その際は、学校の希望にできるかぎり寄り添い、必要に応じて休館日なども活用するなど柔軟に対応していきます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による特別支援学校等への貸出冊数（冊）	2,831	3,500

(6) 児童生徒の意見を取り入れた外国語資料の充実 **新規**

外国語で書かれた児童書・絵本の区立図書館所蔵リストを作成し、学校へ配布します。また、外国語資料の児童生徒によるリクエストの受付を検討します。日本語を母語としない子どもたちや、外国語を学びたい子どもたちのための読書推進と多文化の相互理解を図っていきます。

3 高校生年代への読書活動の啓発

(1) 区内高校等への情報発信の強化 **新規**

区立図書館の職員が区内高校へ学校訪問を行い、積極的な連携を図るほか、電子図書館サービスの利用を促します。

青少年向けブックリスト「コンパス」を、区内高校へ配布するほか、区

立図書館で実施する高校生年代向けの事業への参加を積極的に働きかけます。

図書館ホームページや SNS を活用して読書に関する情報発信を充実します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区内都立高校生徒の読書率（％）	54.5 ※令和 4 年	65
区立図書館による高校生年代への図書貸出冊数（冊）	53,760	100,000
区立図書館による高校生年代への電子書籍貸出件数（件）	—	400

(2) 高校生年代による図書情報の発信 新規

高校生等からおすすめ本や紹介文、自作のポップ等を募り、冊子や図書館ホームページで紹介するなど、高校生年代から同世代に向けた発信を活用していきます。

区立図書館では、それらのホームページ上で紹介された本から電子書籍の貸出しページにつながるリンクを貼るなど読書につながる工夫を凝らしていきます。

(3) 高校生の奉仕活動等の積極的な受入れ

区立図書館への職場体験や奉仕活動の受け入れを広く行い、図書館利用や事業参加を促します。

■ 青少年向けブックリスト「コンパス」



「コンパス～君に届けるこの1冊～」は、区立図書館が中学生・高校生年代に向けておすすめの本を紹介するリストです。1年に1回発行しています。これからの楽しい読書体験の道しるべとしてください。

■中高生年代による図書紹介の事例



稲荷山図書館 YA ポップコンテスト



石神井図書館 都立大泉高等学校附属中学校の本の紹介 POP 展示



南田中図書館
YA 特集ユースサポーターのおすすめ本



光が丘図書館
中学生が職業体験で作成した本の紹介 POP

■図書館での職業体験・奉仕活動

中学生や高校生の職業体験、奉仕活動では、カウンター業務や返却された図書を棚に戻す配架、予約された本の引当て、簡単な本の修理、レファレンスなどの業務を体験してもらいます。

光が丘図書館 高校生による奉仕活動の様子



III 図書館

5年後の目標

電子図書館サービスが定着し、児童書・青少年図書の電子書籍の利用数が令和7年度と比べ増加している。紙書籍の貸出冊数も乳幼児、小中学生、高校生、いずれの年代でも増加している。

現状と課題

練馬区には、区立図書館12館1分室に児童コーナーおよび青少年コーナーが設けられ、多くの子どもたちに利用されています。

令和7年1月に電子図書館サービスを導入し、図書館ホームページもリニューアルしました。また、令和7年度中に貫井図書館の再整備に伴う工事が着手される予定です。

区立図書館は、会話スペースや団体学習のスペースなど利用者からの多様なニーズに応えられるよう、誰もが安心して、心地よく過ごせる空間の提供を目指していきます。

取組内容

1 子どもに身近な読書環境の整備

- (1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保 **リーディング** **新規**

館内で声を出しても構わない時間帯（おしゃべりタイム）やスペースを設定して、小さな子ども連れの保護者や同級生と会話を楽しみたい児童生徒も気兼ねなく図書館を利用できる環境を整備します。

また、図書館内の会議室等を保育室とし、保育士が子どもを預かっている間、保護者に図書館内でゆっくり読書する時間を提供する事業（保育付きブックタイム事業）を充実します。

■保育付きブックタイム事業

子どもと家でずっと向き合っていると、ゆっくり本を読む時間もない...ひとりの時間が欲しい...という保護者の声に応え、保育士が子どもたちを保育している時間、図書館でゆっくりと読書する時間を提供する事業です。



(2) 電子図書館サービスの充実【再掲】

乳幼児向けの絵本から小学生向けの児童書、職業や進路に関する本、ライトノベルなどを含む青少年向け図書に至るまで、電子書籍の取扱いを充実していきます。

(3) 図書館ホームページの充実

図書館ホームページを令和7年1月にリニューアルしました。これに合わせて、見やすく利用しやすいホームページづくりを進めていきます。こどものページ・青少年のページのデザインをより親しみやすいものとするほか、児童・青少年行事の申込をホームページ上で受付可能にします。また、図書館ホームページでマイページにログインするとデジタル利用カードが表示されるので、利用カードが手元になくても、スマートフォン等で画面を提示していただくだけで貸出しができるようになりました。

■図書館ホームページ（青少年のページ）



村上もとか氏によるイラスト

(4) 図書館の利便性の向上 新規

区立図書館は、子どもや乳幼児を連れた保護者が利用しやすい環境を整備します。

再整備を行う貫井図書館では、読書スペース、ベビーカー置場や授乳室等の充実を図るとともに、IC タグ導入による貸出し・返却などの館内サービスのセルフ化を推進します。また、図書館と美術館の融合をコンセプトに、読書と併せて自由にお絵かきや工作などができる「ブック・アート・キッズスペース」を児童コーナー内に新たに設置し、親子で参加できるワークショップなども定期的に開催します。読書習慣の形成を図るとともに、子どもの多様な興味関心を刺激し、想像力を膨らませる体験の機会を提供します。

そのほか、カウンターで利用者からの相談を待つのではなく、館内を見回りながら、お困りの方には声がけをして、イベントやサービスの情報提供や本探しのお手伝いをする「図書館コンシェルジュサービス」の導入を検討していきます。

2 読書活動への関心を高める事業の充実

(1) 多様な読書事業の推進

区立図書館は、子どもの発達段階に応じたおはなし会や読み聞かせを実施し、読書活動への関心を高めます。また、人形劇やぬいぐるみのおとまり会^{※26}等の親子で一緒に楽しめる事業や、科学あそび、工作会、図書館たんけんたい等の催しを実施し、図書館への来館を働きかけます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館によるおはなし会等事業の実施回数（回）	1,071	1,500
区立図書館によるおはなし会等事業の参加人数（人）	11,815	20,000

※は、p.74 の〈用語説明〉参照

■昆虫教室

地域特性を生かした各館の魅力ある事業を展開して知的探求心を深めます。



稲荷山図書館 こんちゅう教室

■子ども読書の日記念事業

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）では、4 月 23 日を「子ども読書の日」と定めています。練馬区では、この記念日に合わせて毎年イベントを実施しています。



令和 5 年度 川原礫先生講演会
「読者から書き手へ～小説家になろうと思ったとき～」



令和 6 年度 布の絵本大展示会

(2) 魅力ある図書展示の実施

乳児の絵本を選ぶ保護者向けにカーペットコーナーのそばに子育て関連の図書や雑誌、保護者向けのパンフレットを配置するなど利用しやすい配架や展示の工夫を凝らします。

小学生年代の子どもに向けて、多様な分野に興味関心が広がりを持つように、新着本紹介やテーマ本紹介等の企画を充実し、魅力ある児童コーナーづくりを進めます。

中高生年代の子どもに向けては、部活・進学・仕事等の興味関心にあわ

せた蔵書を充実し、多様な本に触れる機会を提供するとともに、館内掲示物および展示の工夫、リーフレットを通じて新着本等を紹介して、来館を習慣づけてもらえるような青少年コーナーづくりを進めます。

3 中高生年代の読書活動の推進

(1) 中高生年代の読書環境の整備

教科書掲載の文芸作品をはじめ、部活や進路に関連する資料、映画、アニメ、ゲームなどの原作やノベライズ作品、ライトノベル等を含む青少年図書を充実していきます。また、英語の多読用に適した読み物など学習に役立つ資料も揃えていきます。また、リクエストボックスを置くなどして、資料購入の際に子どもの意見を取り入れるよう努めます。

また、中高生の興味関心を惹くマルチメディア資料の配架、図書館改修工事に合わせたグループ学習室の設置等を進めます。

本の感想や日々の雑感を自由に書き込めるノートを置くなどして、同年代の交流の促進を図る工夫をしていきます。

読書スペースの魅力向上を図り、中高生年代が本に親しめる読書環境を整備します。

(2) 情報発信の充実

スマートフォンやパソコンなどを利用する機会が多い中高生年代の子どもに向けて、図書館ホームページを充実して、推薦図書や青少年事業に関する情報発信を充実します。また、青少年事業への参加をホームページ上で受け付けられるようにします。

■SNS 風ブックリスト



南大泉図書館では、青少年にもっと本に関心をもってもらい、読書や図書館の利用促進に繋げるため、おすすめの本を紹介するSNS風のオリジナルのしおりを作成し配布しています。

中高生年代の読書活動を推進するため、ブックリスト「コンパス」の内容を一層充実させていきます。そのほか、各館で個性のある広報物を作成して読書啓発を進めていきます。

(3) 多様な読書事業の推進

ビブリオバトル（知的書評合戦）やボードゲーム、カードゲーム大会など、高校生年代が興味を持つ事業を区内高校と連携して実施し、区立図書館の図書貸出しの促進および高校生年代の読書活動を推進します。

また、職業や進路などに関連する青少年向けの講座やワークショップを充実し、来館のきっかけとしてもらい、読書への興味を刺激します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館による青少年向け事業の実施回数（回） ※通常の展示を除く	—	50

■職業講座



石神井図書館

お仕事講座『建築家ってどんなお仕事？』

青少年世代が幅広い職業選択の視点を持てるようになるよう、講師である建築家の設計した事務所で、仕事・働くこと・未来についての講演会を行いました。

(4) 部活動や学習成果の発表の場としての図書館の利用促進 新規

区内の中学校、高校、特別支援学校等と連携を図り、学生による文芸作品展や絵画作品展、写真展などを開催し、関連図書の展示と組み合わせることで、来館や図書貸出しの増加を図ります。また、手話部による手話つきおはなし会など、図書館事業への中高生の参加を働きかけます。

4 読書活動に関わる人材の技能向上

区立図書館では、子どもの読書活動に関わる人に向けて様々な講習会等を実施し人材育成を進めていきます。子どもに携わる職員等に向けては、幼稚園・保育園等職員向けよみきかせ講習会、司書教諭または学校図書館担当教員のための研修、小中学校教諭図書館研究部向け研修等を開催しています。

また、ボランティア向けには、よみきかせボランティア養成講習会、文庫活動支援講演会、必要に応じて学校図書館開放指導員研修等を、障害者等向けの録音資料の充実と対面朗読の提供にあたっては、音訳ボランティア^{※27} 養成講習会を開催しています。

5 多様な子どもの読書活動の推進

(1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保【再掲】

「子どもが声を出して周りに迷惑をかけてしまわないか不安で来館を控えてしまう」、「友達とおしゃべりしながら読書を楽しみたい」など、館内での発話に対する需要は大きいものです。これらの声を受けて、区立図書館では、会話などを楽しめる時間帯やスペースを提供し、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい読書環境を整備します。

(2) 障害等に配慮した資料の充実

支援を必要とする子どものニーズ把握に努め、デージー図書^{※28}を含む録音資料（図書、雑誌）や点字資料、大活字本^{※29}、視聴覚資料^{※30}の収集を進めます。令和7年1月に開始した電子図書館サービスの取扱資料についてもアクセシブルな電子書籍やオーディオブックを充実していきます。また、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な方でも、やさしく読める本「LLブック^{※31}」の収集を進め、障害等に配慮した資料を展示する「りんごの棚^{※32}」を充実していきます。

子どもそれぞれに、得意な部分と苦手とする部分があったり、発達の程度に違いがあったり、母語が異なり日本語を学んでいる最中だったり異なる背景を抱えています。誰もが楽しく読書に親しむことができるよう、多様な形態の資料を収集していきます。

(3) 相互貸借の推進

点字図書館^{※33}をはじめ全国の図書館と相互貸借を実施します。また、点

※は、p.74～75 の〈用語説明〉参照

字図書館や他の公立図書館と連携し、障害に配慮した資料目録等を提供します。

(4) 布の絵本に親しむ機会の充実

区立図書館は、子どもの発達段階や特性に応じて楽しむことができる、絵本と遊具の性質を兼ね備えた、布の絵本の制作や収集に努め、絵本の世界に親しむ機会の充実を図ります。

また、収集した布の絵本の展示会を館内で開催することで、布の絵本の周知に努めます。合わせて、布の絵本制作講習会を開催し、制作団体の安定的な人材確保を支援します。

(5) 障害に配慮した事業の充実

区立図書館では、手話つきおはなし会をはじめ、視覚障害対応音声ガイド・聴覚障害対応字幕のついたバリアフリー映画会など、障害がある子どもも障害のない子どももともに参加して楽しむことのできる事業を充実していきます。

(6) 図書館資料の郵送サービス【再掲】

障害等により図書館への来館が困難な子どもに対して、図書館資料の郵送サービスを行います。

また合わせて、読み上げ機能に対応したアクセシブルな電子書籍、オーディオブックの取扱いを充実していき、来館しなくても読書を楽しめる環境づくりを進めます。

(7) 図書館のバリアフリー化の推進

区立図書館は、改修工事等に合わせて、施設のバリアフリー化を進め、障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい環境を整備していきます。

また、それぞれの個性や特徴、文化的背景の違いなどを尊重し、理解し合える社会となるよう啓発活動を行い、誰もが心地よく過ごせる図書館づくりを進めます。

その他、区立図書館では、拡大読書器または簡易拡大読書器を設置しています。また、リーディングルーペやリーディングトラッカー^{※34}を希望する方に貸し出しています。

(8) 企画展示や広報の充実

特別支援学校児童の作品展や、青年学級作品展など近隣の学校や施設の子どものよる作品展示を実施することで、子どもたちの来館増につなげ

※は、p.75 の〈用語説明〉参照

るほか、障害に対する地域の理解と共感を育みます。

また、区立図書館の公式 YouTube チャンネルにて手話つき読み聞かせ等障害に配慮した動画作品を作成・公開していきます。

(9) 日本語を母語としない子どもへの取組

外国語資料の充実を進めるとともに、日本の文化を紹介する図書や日本語学習用図書の充実を図ります。

外国語による区立図書館の利用案内を配布し、図書館内の案内表示等の多言語に対応した整備を進めます。あわせて、幅広い場面でやさしい日本語の使用に努め、理解しやすく、相談しやすい図書館環境を整備していきます。

日本語を母語としない親子や外国語に関心のある日本人親子向けに、外国語を取り入れたおはなし会等を実施し、互いの文化や言語を知る機会を提供します。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
障害等に配慮した資料の点数（点）	20,776	22,900
障害等に配慮した事業の実施回数（回）	—	15
日本語を母語としない子どもに配慮した事業の実施回数（回）	—	20

■多様な子どもの読書活動推進のための事例



光が丘図書館のりんごの棚



▲手話つき動画



◀練馬区立図書館公式
YouTube チャンネル

6 子どもに寄り添った図書館づくりの推進

(1) 児童・青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進 新規

区立図書館では、アンケート等を通じ、よりよい図書館づくりのために児童・青少年の意見を積極的に取り入れていきます。また、図書展示やポップづくり、イベントの企画実施まで子どもの主体的な図書館づくりへの参画を推進します。

(2) 図書館主催事業への青少年の主体的参加の支援

区立図書館が主催する外国語のおはなし会や手話つきおはなし会などの事業において、中学校・高校等の図書委員や英語部、手話部、ボランティア部等の生徒と連携して、青少年の主体的な参加を応援します。

(3) 練馬区子ども読書活動推進会議の開催

普段から子どもや子どもの読書に関わりの深い、公募区民、学校、読書活動推進団体および学識経験者による練馬区子ども読書活動推進会議を開催し、練馬区子ども読書活動推進計画の取組内容や進捗についての意見を聞き、施策に活かします。

■中高生年代による区立図書館の青少年コーナーづくりの事例



大泉図書館
ボランティア部による館内装飾づくり



南田中図書館
ユースサポーターによる本の福袋づくり

■ 中高生年代による区立図書館事業への参加



稲荷山図書館
三原台中学校英語部による
えいごのおはなし会



貫井図書館
富士見高等学校図書委員による
スペシャルおはなし会

■ 練馬子ども議会



練馬子ども議会は、中学生が日頃疑問に思っていることや、意見を区政に反映させる機会とするとともに、区政や区議会の仕組みを学習することを通じて、区政への関心を高めることを目的に開催しています。令和5年度には、どうすれば中高生の図書館利用が増えるかについても提言発表がなされました。

IV 地域

5年後の目標

区立図書館、関係機関、団体等が連携し、地域に根ざしたそれぞれの特色を活かした支援を行うことで、読書活動を充実させます。

現状と課題

区立図書館では多くのボランティアが読み聞かせ等に参加しています。令和5年度の区立図書館におけるボランティアの活動回数は1,683回であり、直近の5年間で最多となりました。区立図書館におけるボランティアの活動人数は7,650人であり、おおむね新型コロナ感染拡大以前の数値に回復しています。引き続きボランティアと協力し、子どもたちに本の楽しさを知る機会を提供していきます。

地域のいたるところで本に触れられる機会を創出していくことが求められています。区内の地域文庫は地域の子どもたちや親子に向けて無償で本の貸出しを行うなど、子どもの読書活動支援を活発に行っています。また、地域のさまざまな施設で図書館と連携した事業を行い、特色ある企画を展開しています。多様な子どもたちへの読書活動の支援が求められるなか、区立図書館は積極的に館外に出向いて、家庭・地域・学校・関係団体との連携を強化していきます。

取組内容

1 地域施設での読書活動の推進

(1) 地域施設へのアウトリーチの充実 **新規**

子どもたちが通いなれた場所で本に親しむことができるよう、図書館から保育園、児童館、子育てのひろば等の子育て関連施設や、放課後等デイサービスなどの福祉施設に出向き出張おはなし会を行うなど、図書館のアウトリーチを充実させます。

また、図書館のリサイクル本等を活用した出張本棚を地域施設に設置するなど、まちのいたるところで本に触れあえる機会創出を検討していきます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
障害者施設等へのアウトリーチ事業の実施回数（回）	—	30



こどもと本のひろば
放課後等デイサービス「たまみずき石
神井」への出張おはなし会



平和台図書館
須賀神社で行われた平和台一丁目町
会主催「ふるさと祭り」に出演

(2) 地域施設の読書環境の整備

児童館・学童クラブ・ひろば事業や地区区民館等と連携し、地域施設での読書案内等の広報物を配布し、子どもたちの読書意欲を高めます。また、図書館のリサイクル本の配布を行い、地域施設の読書環境の充実への支援を行います。

上記施設のほか、多くの施設で図書の閲覧コーナー等を設置し、子どもやその保護者の読書活動を推進しています。

男女共同参画センター図書・資料室では、男女共同参画関係の資料を所蔵しています。また、親子で読書を楽しめるよう絵本コーナーを設置しているほか、子育て中の保護者向けに保育付きブックタイム事業を月 1 回実施しています。

石神井公園ふるさと文化館では交流ライブラリーで、練馬区の歴史・民俗・自然などに関する図書の閲覧・学習ができるほか、事業として絵本の読み聞かせなども行っています。

リサイクルセンターでは、環境・リサイクル活動に役立つ図書の閲覧・貸出しや情報パネル等を展示しています。

2 多様な子どもへの支援

(1) 働くことへの不安を持つ若者への支援 **新規**

ねりま若者サポートステーション^{※35}と連携し、図書館での職場体験を行い、働くための一歩を踏み出したい若者への支援を行います。

(2) 不登校状態にある子どもへの読書支援 **リーディング** **新規**

さまざまな理由で学校へ行けない子どもたちのため、学校教育支援センターで実施するフリースタイル、トライ^{※36}や居場所支援事業等で団体貸出や図書館職員によるブックトークを促進し、読書活動の支援を充実します。

(3) 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援 **リーディング** **新規**

区で実施している「こども日本語教室^{※37}」と連携し、日本語を母語としない子どもへの読書の啓発を行います。

また、区立図書館で実施する外国語のおはなし会の開催に際して、多言語での周知を行う他、多様な外国語資料の収集を進め、日本語を母語としない子どもが絵本に触れる機会の充実に努めます。

(4) 居場所を必要とする子どもに向けた読書活動の支援 **リーディング** **新規**

区立図書館では、中3勉強会^{※38}の取組を支援し、学習場所の提供、職業や進路等に関する図書の団体貸出を行っています。

新たな取り組みとしてアンサンブル^{※39}と連携し、団体貸出や図書館職員によるブックトーク等を実施するとともに、職場体験の受入や館内装飾物等の工作など図書館事業への協力依頼を検討します。また推薦図書リスト等を配布し、読書機会の充実に努めます。

こども食堂へリサイクル本の配布や出張おはなし会を行うことで、子どもたちへの読書活動の支援を行います。また、図書館ではこども食堂への理解促進のための企画展示を実施します。

児童館で行う「中高生の居場所づくり」事業^{※40}と連携し、団体貸出や図

※は、p.75 の〈用語説明〉参照

書館における中高生向けのイベント紹介を行うことで中高生への読書活動支援を行います。

(5) 矯正施設にいる子どもの読書活動の支援 **新規**

東京法務少年支援センターと連携し、鑑別所に入所する子どもたちの健全育成への支援を行います。団体貸出やリサイクル本の配布により、読書に親しむ機会の提供を行います。

3 関係機関との連携・取組の推進

(1) 地域文庫等との協働

練馬区には個人宅や保健相談所等の地域の施設において、図書の貸出しやよみきかせ等を行っている地域文庫が多数あります。図書館と文庫等の交流会を定期的の実施して情報交換を図るほか、図書館職員による地域文庫への出張おはなし会を行う等連携を深めていきます。

また、著作権の基礎知識や本の補修方法についてなど地域文庫活動に役立つテーマの講習会を行ったり、本の長期貸出しを行う文庫助成事業を通じて地域文庫活動を支援します。

区立図書館では地域文庫等との協働で年齢別のおすすめブックリスト「よんでみようこんなほん」を発行しています。1982年（昭和57年）の第一回発行以来、40年以上にわたり継続して推薦図書の紹介をしており、地域の子どもたちの読書を支えています。

■ よんでみようこんなほん



区立図書館では、毎年一回、地域文庫と図書館が協力しておすすめの本を選び、「よんでみようこんなほん」という推薦図書リストを作成しています。



■地域文庫（ロールパン文庫）での読み聞かせの様子

(2) 保健相談所との連携

保健相談所では、区立図書館と連携して乳児期にブックスタートの引換券を配布しています。乳幼児とその保護者を対象とするイベントを保健師、管理栄養士、歯科衛生士と連携して実施することで、絵本やおはなしの楽しさを感じるきっかけを作るだけでなく、保護者に対する育児支援を行います。

(3) 地域施設・商店街等との連携

乳幼児や児童、青少年に関わる地域施設との連携を図り、子どもたちが読書に親しめる機会を提供します。

商店街や町会等で実施する地域のお祭りやイベントと連携して、おはなし会やリサイクル本の頒布会、パネル展示等を行います。また、区内大学と連携し、大学生や大学施設を活用した図書館事業を展開し、まちに根ざした図書館として地域住民とのつながりを大切にします。

(4) 読み聞かせ等ボランティアと施設のマッチング事業 新規

活動場所を求めている地域の読み聞かせ等ボランティアと、子どもたちに読み聞かせなどを実施したいと考えている施設の需要と供給を結びつける取組を始めます。図書館以外で研修を受けた読み聞かせ等ボランティアについても、希望者にボランティアフォロー講習会を案内し、講習会後にボランティア同士の交流の場を持つことを検討します。

4 読書活動推進の基盤づくり

ブックスタート事業や本の探検ラリーは区立図書館が区民団体に委託をして成り立っている事業です。また、おはなし会等にも多くのボランティアが協力しています。

区立図書館では、読み聞かせボランティアの養成講習会、既存ボランティアのフォローアップ講習会、ブックスタートスタッフ向けの講習会等、子どもの読書に関わる人材の育成のための講習会を実施し、子どもの読書に関わる人材のスキルアップを図ることで読書活動推進の基盤を強化していきます。また、布の絵本製作団体や音訳ボランティア等と連携し、誰もが楽しめる資料を充実していきます。

指標	令和 5 年度実績値	令和 11 年度目標値
区立図書館におけるボランティアの活動回数（回）	1,683	1,800
区立図書館におけるボランティアの活動人数（人）	7,650	8,500

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）取組項目 担当課一覧表

取組項目		担当課
Ⅰ 家庭		
施策 1 ブックスタート事業の充実		
取組事業		
ブックスタート事業の充実		光が丘図書館 各保健相談所
施策 2 家読（うちどく）の推進		
取組事業		
(1) 乳幼児と保護者に向けた事業		光が丘図書館 在宅育児支援担当課 こども施策企画課 青少年課
(2) 未就学児が読書を身近に感じられる環境の整備		光が丘図書館 教育指導課 保育課
(3) 小学生への啓発活動（家読ノートの配布）		光が丘図書館 教育指導課
(4) 中高生年代に向けた事業		光が丘図書館
(5) 図書館資料の郵送サービス		光が丘図書館
施策 3 家庭読書に適した資料の充実		
取組事業		
(1) 電子図書館サービスの充実		光が丘図書館
(2) 各年代向けの家庭読書に適した資料の充実		
(3) 動画コンテンツの充実		
Ⅱ 学校		
施策 1 学校図書館の充実		
取組事業		
(1) 学校図書館の利活用の促進		光が丘図書館 教育指導課
(2) 児童生徒による学校図書館づくり支援		教育指導課
(3) 学校図書館の地域活用		子育て支援課
(4) 放課後における読書活動の推進		子育て支援課

施策2 小中学校における読書指導の充実	取組事業	
	(1) 電子書籍の授業での利活用	光が丘図書館 教育指導課
	(2) 児童生徒への情報発信の充実	光が丘図書館 教育指導課
	(3) 区立図書館による学校支援の充実	光が丘図書館 教育指導課
	(4) 地域資料のデジタルアーカイブ化	光が丘図書館
	(5) 区立図書館による特別支援学校等への支援の充実	光が丘図書館 教育指導課
	(6) 児童生徒の意見を取り入れた外国語資料の充実	光が丘図書館
	施策3 高校生年代への読書活動の啓発	
	取組事業	
	(1) 区内高校等への情報発信の強化	光が丘図書館
(2) 高校生年代による図書情報の発信		
(3) 高校生の奉仕活動等の積極的な受入れ		

III 図書館

施策1 子どもに身近な読書環境の整備	取組事業	
	(1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保	光が丘図書館
	(2) 電子図書館サービスの充実	
	(3) 図書館ホームページの充実	
	(4) 図書館の利便性の向上	
施策2 読書活動への関心を高める事業の充実		
取組事業		
	(1) 多様な読書事業の推進	光が丘図書館
(2) 魅力ある図書展示の実施		
施策3 中高生年代の読書活動の推進		
取組事業		
(1) 中高生年代の読書環境の整備	光が丘図書館	
(2) 情報発信の充実		
(3) 多様な読書事業の推進		
(4) 部活動や学習成果の発表の場としての図書館の利活用		

施策 4 読書活動に関わる人材の技能向上		
	取組事業	
	読書活動に関わる人材の技能向上	光が丘図書館 教育指導課 学務課 保育課
施策 5 多様な子どもの読書活動の推進		
	取組事業	
	(1) 子どもや保護者がゆっくり利用できる読書環境の確保	光が丘図書館
	(2) 障害等に配慮した資料の充実	
	(3) 相互貸借の推進	
	(4) 布の絵本に親しむ機会の充実	
	(5) 障害に配慮した事業の充実	
	(6) 図書館資料の郵送サービス	
	(7) 図書館のバリアフリー化の推進	
	(8) 企画展示や広報の充実	
	(9) 日本語を母語としない子どもへの取組	
施策 6 子どもに寄り添った図書館づくりの推進		
	取組事業	
	(1) 青少年の意見を取り入れた図書館づくりの推進	光が丘図書館
	(2) 図書館主催事業への青少年の主体的参加の支援	
	(3) 子ども読書活動推進会議の開催	
IV 地域		
施策 1 地域施設での読書活動の推進		
	取組事業	
	(1) 地域施設へのアウトリーチの充実	光が丘図書館 子育て支援課 在宅育児支援担当課 地域振興課 福祉部管理課 清掃リサイクル課 こども施策企画課

	(2) 地域施設の読書環境の整備	光が丘図書館 子育て支援課 人権・男女共同参画課 文化・生涯学習課 清掃リサイクル課
施策2 多様な子どもへの支援		
	取組事業	
	(1) 働くことへ不安を持つ若者への支援	青少年課
	(2) 不登校状態にある子どもへの読書支援	学校教育支援センター
	(3) 日本語を母語としない子どもの読書活動の支援	光が丘図書館 地域振興課
	(4) 居場所を必要とする子どもに向けた読書活動の支援	光が丘図書館 学校教育支援センター 生活福祉課 協働推進課 子育て支援課
	(5) 矯正施設にいる子どもの読書活動の支援	光が丘図書館
施策3 関係機関との連携・取組の推進		
	取組事業	
	(1) 地域文庫等との協働	光が丘図書館
	(2) 保健相談所との連携	光が丘図書館 各保健相談所
	(3) 地域施設・商店街等との連携	光が丘図書館
	(4) 読み聞かせ等ボランティアと施設のマッチング事業	光が丘図書館
施策4 読書活動推進の基盤づくり		
	取組事業	
	読書活動推進の基盤づくり	光が丘図書館

<用語説明>

注 1 (p.8) 不読率

1か月の間に1冊も「本」を読まなかった児童生徒の割合を指す。授業中に読んだものは含まない。「子供読書活動推進に関する調査（東京都教育庁地域教育支援部 令和4年度）（隔年実施）」による。ここでいう「本」とは、教科書、雑誌、図鑑、マンガ、写真だけの写真集、絵だけの絵本や画集は含まず、日本語以外で書かれた本、ケータイ小説やスマートフォンやタブレットパソコン等で読むことのできる電子書籍を含む。また、一斉読書（朝読書や昼読書）などで読んだ本は、冊数として数える。

注 2 (p.14) 地域文庫

すべての子どもに読書のよろこびを伝えることを目的として、主宰者の自宅や地域の施設（保健相談所や幼稚園、児童館等）で継続的に地域の子ども等は無償で図書の貸出しやよみきかせ等を行うもの。

注 3 (p.14) ブックスタート

絵本の読み聞かせを通じて親子で触れ合う時間をもつきっかけをつくり、絵本に親しんでもらう事業。保健相談所の4か月児健診を受診した乳幼児の保護者を対象に事業を案内し、区立図書館で絵本を手渡すほか、読み聞かせやわらべうた、手遊び等を親子で楽しむ。また、近隣子育て支援施設等の紹介を行うことで、地域で安心して子育てができるよう支援している。

注 4 (p.14) 本の探検ラリー

会場に用意された本を読んで、本の内容や情報を題材にしたクイズを解く参加型イベント。主に授業の一環として小学校、中学校で開催するほか、区立図書館を会場としても行う。

注 5 (p.14) 練馬こどもカフェ

民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供する事業。民間カフェが無償で提供する店舗スペースを活用し、地域の幼稚園教諭や保育士等による保護者向けの子育て講座、育児相談や乳幼児向けの教育サービス等を実施することで、在宅子育て世帯への支援を行う。

注 6 (p.15) 学校図書館運営計画

小中学校ごとに作成する、学校図書館の運営目標や運営組織、活動方針、図書の購入・除籍基準等を定めた計画。

注 7 (p.15) 読書活動推進のための指導計画

小中学校ごとに作成する、学校全体における読書活動推進の指導計画。学校図書館や区立図書館等の関係者間の連携・調整を効率化し、学校全体としての読書活動をさらに推進するもの。

注 8 (p.15) 団体貸出

学習の中で必要な図書や学級文庫の充実等のため、区立図書館から 1 団体あたり 300 冊を上限に図書館資料を貸し出すサービス。

注 9 (p.15) 学校図書館管理員

学校図書館運営業務を行うため、区が業務委託した事業者から学校図書館に配置される人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、読み聞かせ等を行う。令和 6 年度終了。

注 10 (p.15) 学校図書館支援員

区立図書館が、学校図書館の運営を支援するために、配置する人員。図書選定・除籍の助言、図書の整理、紹介、読み聞かせ等を行うほか、区立図書館の団体貸出の配送や区立図書館見学等に対応する。令和 3 年度終了。

注 11 (p.15) ブックトーク

ひとつのテーマに沿って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで順序良く組み立て、いろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

注 12 (p.15) 学校図書館蔵書管理システム

令和 2 年度までに全区立小中学校に導入を完了し、蔵書管理の効率化とレファレンスの充実を図った。システム導入により、学校図書館における貸出冊数を集計できるようになった。

注 13 (p.15) 学校司書

区立小中学校の学校図書館において、学校のニーズに応じた学校図書館運営を図るために配置する、司書資格等を有する職員。

注 14 (p.16) 読書率

東京都が設定している不読率を用い、100%から不読率を差し引いた数値とし、1 か月間に 1 冊以上本を読んだ子どもの割合を示す。

注 15 (p.17) ビブリオバトル（知的書評合戦）

参加者がおすすめの本の紹介をし、どの本が一番読みたくなったかを競う書評ゲームのこと。

注 16 (p.18) 布の絵本

障害のある子どもたち等のために、布などを用いて作った絵本。フェルト・スナップ・ファスナー・接着テープ・ボタンなどを用いて、さまざまな動作を、遊びながら身に付けることができる、絵本と教具・遊具の要素を備えたもの。

注 17 (p.20) ライトノベル

表紙や挿絵にアニメ風のイラストを載せた、若者向けエンターテインメント小説。SF やホラー、ミステリー、ファンタジー、恋愛などの要素を、軽い文体でわかりやすく書いたもの。

注 18 (p.38) 家読（うちどく）

「家庭読書」の略称で、家族で同じ本を読み、感じたことなどを話し合う取組。

注 19 (p.40) 子育て学習講座

P T A や保護者団体、地域活動団体等に、子どもの教育や乳幼児向けを含む子育てに関する講座の企画・運営を委託して開催する。

注 20 (p.40) 学校図書館開放指導員の会

学校図書館開放を行う小学校で活動する指導員らにより構成される会。

注 21 (p.40) ねりま遊遊スクール

子どもや保護者等を対象に、休日や放課後等の時間を活用し、いろいろなことを学び、体験できる講座。講座には、PTA や地域で活動する団体に企画・運営を委託して実施するものと、子どもの交流を目的とした中学校部活動による講座がある。

注 22 (p.41) アクセシブルな電子書籍

音声読み上げ機能に対応しているなど、視覚障害者等が自ら読める方式でつくられた電子書籍のこと。

注 23 (p.41) オーディオブック

ナレーターや声優が朗読した本などの音声を、パソコンやスマートフォンで聞くことのできるサービスのこと。

注 24 (p.42) 多読

やさしい難易度の本から辞書を使わずに多くの本を読んで外国語を身につけていく方法のこと。

注 25 (p.45) ひろば事業

放課後などの小学校を活用して、児童がのびのびと過ごせる「ひろば事業」を実施している。学校の授業が終了した放課後に、児童がそのまま学校の校庭や図書室、学校内のひろば室などで、自主遊びや自主学習、読書などを行うことができる。

注 26 (p.52) むいぐるみのおとまり会

子どもたちのお気に入りのむいぐるみを図書館に「お泊まり」させることで、図書館を身近に感じてもらうことを目的とした事業。来館した子どもたちからむいぐるみを預かり、閉館後や休館日の図書館で、むいぐるみが図書館員の仕事を体験したり、館内を探検したりする様子を職員が写真に撮影し、後日、むいぐるみを迎えに来た子どもたちに、写真等と共にむいぐるみを返すという流れで実施する。

注 27 (p.56) 音訳ボランティア

視覚障害者に貸し出す本や雑誌等の内容を録音した録音図書を製作したり、視覚障害者に本や雑誌等を音読する対面朗読サービスを行うボランティア。

注 28 (p.56) デイジー図書

デイジー (DAISY) とは、Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。録音音声だけで構成された音声デイジーや音声を聞きながらテキストや画像を同時に見ることができるマルチメディアデイジー等がある。デイジーを聞くためには、専用の再生機 (プレクストーク) または、専用の再生ソフトウェアをインストールしたパソコンが必要になる。

注 29 (p.56) 大活字本

小さな字が読みにくい方のために、普通の図書より大きなサイズの文字で書かれている本。

注 30 (p.56) 視聴覚資料

練馬区立図書館で所蔵する CD、カセットテープ、レコード、ビデオ、公共 DVD 等の資料。

注 31 (p.56) LL ブック

LL とは、スウェーデン語の Lättläst (英語では easy to read) の略。誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた、「やさしく読みやすい本」のことを指す。日本語が得意でない方や、知的障害のある方をはじめとした、一般的な情報提供では理解が難しいさまざまな方にとっても読みやすいように作られている。

注 32 (p.56) りんごの棚

りんごの棚は点字つきのさわる絵本、布の絵本、LL ブック、読書補助具やさまざまな読書手段を紹介する本など、さまざまなアクセシブルな形式の資料が置かれた本棚を指す。1993 年、ス

ウェーデンのヘールネサンド図書館(Härnösand bibliotek)が設置したのがはじまり。1990 年代初頭に、スウェーデン芸術評議会がロンドンの障害児のための図書館を視察した際、そこにあった触ると小さいもむしが顔を出すりんごのおもちゃが、りんごの棚の名称の由来となった。日本では 2013 年に埼玉県小川町立図書館が設置したのが草分けとなり、全国に広がった。

注 33 (p.56) 点字図書館

点字図書・録音図書の収蔵、貸出し、点訳・音訳等を行っている図書館。

注 34 (p.57) リーディングトラッカー

読みたい行に集中できるよう、両隣の行の文字を隠して読み進めるための読書補助具。

注 35 (p.63) ねりま若者サポートステーション

就労や進路決定に悩みのある若者等の相談に応じ、自立を支援する機関。

注 36 (p.63) フリーマインド、トライ

不登校の児童・生徒のために学習支援や相談支援等を行う事業。小学生を対象とした事業をフリーマインド、中学生を対象とした事業をトライという。

注 37 (p.63) こども日本語教室

日本語を母語としない小・中学生を対象に、簡単な日本語を学習する教室。

注 38 (p.63) 中 3 勉強会

経済的な支援を必要とする世帯の中学3年生を対象に、基礎学力の定着を支援し、子どもの将来の進路選択の幅を広げ、自立した生活を送れるようにすることを目的に行っている勉強会。

注 39 (p.63) アンサンブル

生活保護受給世帯等の子どもに対して、居場所の提供や学習を支援するため、区内 2 か所に設置している支援拠点。

注 40 (p.63) 「中高生の居場所づくり」事業

児童館で中高生が過ごせる時間帯を設定し、放課後の居場所とする事業。

資 料 編

資料 1 「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」策定に向けての提言
誰もが楽しむ読書活動の推進

資料 2 第四次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過

資料 3 子どもの読書活動の推進に関する法律

資料 4 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

資料 5 こども基本法

資料 6 練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

資料 7 第 11・12 期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿

資料 8 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

資料 9 練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

資料 10 子どもの読書に関するアンケートの集計結果

資料 11 読書に関するアンケート（小学 5 年生版）

「練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）」策定に向けての提言

誰もが楽しむ読書活動の推進

（第 12 期練馬区子ども読書活動推進会議）

令和 6 年 5 月 1 日

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大により、今まで当たり前だと思っていた私たちの生活スタイルは一変しました。感染症拡大の渦中にある学校は学校の休校、図書館や各種児童・青少年施設の休館があり、外出自体が困難な時期もありました。そのため、子ども読書活動を推進するさまざまな取り組みにも影響がありました。

「練馬区学校 ICT 環境整備計画【令和元年度改定版】」により、令和 2 年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒にタブレットパソコンが配布され、子どもたちの学習に活用されています。コロナ禍において対面活動が制約を受けた一方で、代替的なリモート・オンラインの取り組みが学校教育環境のデジタル化と同時に進みました。子どもたちだけでなく私たち全員が、これまで経験しなかった変化が次々に起こる社会を生きています。そこで必要とされる資質・能力を育む上でも、読書活動はますます重要になっています。

令和 2 年 3 月の「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」策定以来、国や東京都においても、さまざまなかたちで読書環境の整備が進められてきました。

令和 2 年度から小学校、令和 3 年度から中学校で全面実施となった学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実現が重要視されており、学校図書館の図書資料等を活用して調べ、まとめ、発表する学習活動にこれまで以上に取り組んでいくことが求められています。

令和 3 年 3 月の「第四次東京都子供読書活動推進計画」では、上述の学習指導要領を踏まえて、「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」を目指していくとあります。また、「子供の読書活動を推進していく上で、更に実効性を高めるには、各自治体において地域の実情を踏まえた推進計画を策定し、施策の方向性や取組を示すことが大切です。」としています。

昨年（令和 5 年）、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」を策定しました。この改訂により、電子書籍の利用促進や図書館の DX（デジタ

ルトランスフォーメーション)¹、子どもの視点に立った読書活動等を推進していく姿勢が鮮明になりました。また、「都道府県及び市町村においては、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取られるよう、必要な環境及び体制を整備するとともに、法律第9条に基づく子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を進めていただくようお願いいたします。」とあります。練馬区が、社会情勢の変化に対応していきながら、ひきつづき「子ども読書活動推進計画」を策定することは、社会全体の要請でもあります。

練馬区でも、第四次計画策定以来、読書環境の充実に力を注いできました。令和4年3月に「練馬区教育振興基本計画 令和4年度（2022年度）～8年度（2026年度）」を策定し、「学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実に図ることを目標としています。

さらに同年11月には「これからの図書館構想」を策定し、おおむね10年後の練馬区立図書館の将来像を示しました。その理念は「世界につながる彩り豊かな知の情報拠点」であり、目指す将来像として、「世界の情報、知識を届ける」、「練馬の文化を次世代に繋げ、発信する」、「交流が生まれ、新たな知が創造される」、「デジタルを活用し、誰もが情報を得られる」の4つを掲げています。

第四次計画を推進していく中で、乳幼児への資料の貸出冊数や小学校の学校図書館における貸出冊数など、当初の目標値を上回る多くの成果が生まれました。第四次計画策定に向けた提言では、「子どもたちは読書に親しみ、本を通して知的好奇心を高めながら、ものの見方や考え方を身につけることで、必要な情報を収集、判断し、自身の問題解決を図っていく力をつけていく必要があります」とうたわれています。これは、第五次計画においても受け継いでいくべき理念です。一方で、中高生年代の不読率のさらなる低減や、電子書籍の導入、多様な事情を抱えた子どもたちのための読書環境の整備など対応の迫られる課題も明らかになりました。

私たち第12期練馬区子ども読書活動推進会議では、国・東京都の取組や「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、「これからの図書館構想」等、各計画との整合性を図りながら、「第五次練馬区子ども読書活動推進計画」の策定に向けて、ここに以下の3点からなる提言をいたします。

¹ 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議（第4回）、野末俊比古氏発表資料によると、図書館における「DX」とは、図書館がデータとデジタル技術を活用して、利用者（個人・コミュニティ）のニーズを基にサービスや運営のモデルを変革するとともに業務そのものや、組織、プロセス、図書館文化・風土を変革し、優位性を確保すること。

1 自ら学ぶ喜びを知り、探究する姿勢の獲得

子どもは、さまざまな本との出会いを通じて、言葉を覚え、情緒を育み、創造力を高めていきます。乳幼児期からの読書習慣の形成により、本に触れる楽しみを知り、主体的に学ぶ姿勢を身につけることで、生涯にわたって、未来を切り拓く資質と能力を獲得していきます。そのためには、乳幼児期から青年期までの、発達段階に応じた読書習慣の形成を促すとともに、読書に関する発達段階ごとの特徴をとらえた、切れ目のない取り組みの推進を図る必要があります。

(1) 乳幼児の読書活動の推進

人が初めて読書を体験する時期として、乳幼児期の読書活動は重要です。第四次計画では、乳幼児期の読書活動として、家庭での読書活動の推進、絵本等に親しむための事業の充実、親子が共に楽しめる読書環境の整備などに取り組んできました。これらの取り組みをひきつづき行うとともに、乳幼児のいる保護者も読書ができるような環境に留意することも大切です。小さい子どもをつれて図書館に行くことは容易ではありません。病気や障害があって図書館に来館することが困難な子どももいます。困難をかかえる子どもたちとその保護者は孤立しがちです。子どもだけでなく、保護者も楽しめるような工夫や、保護者同士が繋がることのできる取り組みも重要です。

保護者と子どもが利用しやすい環境の整備とサービスのあり方を、ひきつづき検討していく必要があります。

(2) 小中学生の読書活動の推進

令和2年度から、練馬区立小中学校に通う全児童生徒に、タブレットパソコンが配布され、子どもたちの学習に活用されています。また適切な蔵書管理を行うとともに、学校図書館の利活用が一層進むよう全区立小中学校の学校図書館に蔵書管理システムが導入されました。令和3年度から、全ての区立小中学校の学校図書館に学校図書館管理員が配置され、学校図書館の運営を支援しています。令和4年度には、読書活動推進のための指導計画が区立小中学校で作成されました。

「タブレットパソコン」については、学校現場もそれぞれ試行錯誤しながら利用を進めています。タブレットパソコンは電子書籍の導入などにより、読書の方法の多様化につながるさらなる可能性を秘めています。例えば、タブレットパソコンを使って、学級文庫の補完に使用できれば、朝の読書活動などに活用できます。また、調べ学習に使ったり、本の感想を共有したり、チャットルームのようなコミュニティがで

きる可能性もあり、読書推進の有力なツールとなる可能性があります。しかしながら、現状では、タブレットパソコンと学校図書館、読書と関わるものがリンクしていないという課題があります。

学校図書館が常に開いていて利用できる状態を目指してほしい、学校図書館が児童生徒にとって、楽しい場所になるように望む、といった意見もありました。ひきつづき学校図書館の人的配置の検討を望みます。

小学生は、文字を覚え、本を自ら読むことができるようになり、読書習慣を定着するのに重要な時期です。この世代は、本を読む機会には比較的恵まれています。さらに小学生の読書に関する興味関心を喚起するなどの施策が必要です。

中学生になると、大人並みに読書をする子どももいれば、本から遠ざかる子どももいます。読書活動推進にあたっては、さまざまなアプローチが必要です。例えば、本に興味のない子どもに、本との出会いの場を確保する、先生や友達や親でもない別の大人と関わる機会の提供も考えられます。

本が好きな子どもたちがいろいろなイベントを企画する、本を読まない友達に働きかけるといった機会は、自己実現の場にもなります。大人ではなく子どもたちが主体的に何かを発信する場であったり、教室に居づらい子どもたちの居場所であったり、子どもたちに光を当てる場所であるというのも図書館の役割だと考えます。

(3) 高校生年代の読書活動の推進

国の調査によれば、「小学生から高校生までの子供の不読率は、令和元年度から3年度、全国一斉休業等を経て上昇」しており、特に高校生年代の不読率は依然として高い水準にあります。そのため高校生年代が、本への興味や読書の楽しさを実感し、読書習慣を形成する読書環境の整備はひきつづき必要です。

高校生年代は、大人からの押しつけでは動かない、また学習意欲の差が大きい多様な世代でもあります。そのため、高校生年代と一括りにして一律の施策で進めていくのは難しいと考えます。読書活動の推進にあたっては、さまざまな情報媒体を用いた情報発信が重要であると同時に、図書館という空間を活かした読書環境づくりも大切です。

高校生年代が興味のありそうな分野だけに注力して世界を狭めるのではなく、何らかの興味を糸口に読書へと誘導しつつ、多角的な視野で読書推進を進めていくことが重要です。

2 誰もが等しく読書に親しむことができる環境の整備

障害のある子どもや日本語を母語としない子どもの他、経済的理由により読書行為がなおざりにされがちな子どもなど、さまざまな事情を抱えた子どもたちがいます。一人ひとりに合わせた読書環境の充実に取り組むことは、子どもたちの読書習慣の形成にとって重要です。

また、子どもが図書館内で大きな声を出して他の利用者へ迷惑になることを保護者が心配して、図書館の利用を控えるケースがあります。声を出しても良い時間やスペースを設けるなどして、すべての子どもと保護者が安心して楽しく図書館を利用できるようにする取り組みを充実させる必要があります。

(1) 障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもの読書活動の推進にあたっては、それぞれの特性に応じたニーズが存在します。それに対応できるよう、読書環境の充実を柔軟に図ることが必要です。また、障害のある子どもへの理解を深める取組を行うことも図書館の役割の一つと考えます。多様な読書のあり方を図書館が工夫し提示することで、ひとりでも多くの子どもの本に親しむことができるよう、取り組んでいただきたいと思います。

(2) 日本語を母語としない子どもの読書活動の推進

練馬区には、外国にルーツを持つ多くの区民が住んでいます。その中には日本語を母語としない子どもたちが多くいます。日本語を母語としない子どもたちの読書活動の推進にあたっては、さまざまな言語で対応することも重要ですが、簡単な日本語での対応も必要です。絵本や漫画など、わかりやすい日本語の学習資料も日本語の習得を助ける教材として有効であると考えます。日本語を母語としない子どもたちが図書館を利用しやすいように、ひきつづき情報発信、外国語図書の収集、外国語によるよみきかせ等を実施し、読書環境の整備に努めていただきたいと思います。言語の多様性に子どもたちから触れることにより、日本語を母語とする子どもたちにとっても世界を広げる機会となることでしょう。

(3) 支援を必要とする多様な子どもたちへの読書活動の推進

家庭環境、経済的な理由等で、支援が必要な多様な子どもたちがいます。図書館はこうした子どもたちの居場所として機能しつづけてほしいと思います。

あわせて、こうした子どもたちに対し、支援活動を行っている団体、施設の理解を促進するための情報提供を行うことや、団体貸出や読み聞かせ、本棚の設置等を通して、本に親しむことのできる環境の整備を行っていただきたいと思います。

3 子どもの視点に立った読書活動とコミュニティづくりの推進

子どもの読書活動を推進していく上で、まず重要なのは「子どものことを理解する」ことです。そのために子ども自身の意見に耳を傾ける必要があります。そして、子どもの読書に対する意見を本格的に把握するためには、年齢や利用頻度などに合わせて相応しい調査方法で実施する必要があります。また、学校等に協力をお願いして、図書委員など本好きの子どもに聞く方法もあれば、アンケートなどの方法で子どもたちの意見を聞くといったさまざまな方法が考えられます。子どもの読書活動の推進にあたり、子どもたちの意見が適切に反映されるよう更なる工夫が必要です。

また、これまでの第一次から第四次までの推進計画で、区はさまざまな関係機関、団体等との連携を推進してきましたが、効果的に子どもの読書活動を推進していくために、さらに連携を図りながら、それぞれの組織、団体の強みを活かした連携を進めてください。

子どもの読書活動を推進していくには、ボランティアの力は欠かすことができません。ひきつづき、ボランティア養成講座などを実施し、ボランティアの担い手を広げるとともに、研修会等を開催して、ボランティアのスキルアップを図り、協働による事業をさらに推進してください。

結びに

子どもの読書活動を推進していくためには、練馬区や関係機関における環境整備と趣向を凝らした取組が必要なのはもちろんのことですが、さらに重要なのは、この問題に対する地域の理解と地域ぐるみでの支援だと考えます。

練馬区の子ども誰もが、障害の有無や家庭環境による制約を受けることなく、読書を楽しむことで、しなやかに生きる力を育むことができる未来が実現できるよう願ってやみません。

第五次練馬区子ども読書活動推進計画の策定経過

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会開催経過

日 程	実施事項	実施・検討内容
令和 6 年 6 月 25 日	第 1 回検討委員会	○第四次計画の検証 ○提言書の報告 ○第五次計画の策定スケジュールおよび進め方の確認 ○第五次計画策定の基本的考え方の確認
8 月 22 日	第 2 回検討委員会	○第五次計画素案のたたき台の検討
10 月 29 日	第 3 回検討委員会	○第五次計画素案の検討
12 月 11 日～ 令和 7 年 1 月 15 日	区民意見反映（パブリックコメント）制度	
2 月 10 日	第 4 回検討委員会	○第五次計画案のまとめ

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）**（目的）**

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報

告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十七条）

第四章 協議の場等（第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（地方公共団体の計画）

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

（視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等）

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電

子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な

利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

こども基本法（令和四年法律第七十七号）

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的施策（第九条―第十六条）

第三章 こども政策推進会議（第十七条―第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱

平成16年 8 月 3 日

練教光図発第97号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）に基づき、当該計画の総合的かつ計画的な推進を図るため、練馬区子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 推進計画の実施に係る進捗状況の検証に関すること。
- (2) 関係機関・団体の連携および協力に関すること。
- (3) 練馬区子ども読書活動推進計画の策定について、練馬区教育委員会の求めに応じ、提言を行うこと。
- (4) その他子ども読書活動の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 子ども読書活動推進団体関係者 2名
- (3) 図書館関係民間団体関係者 1名
- (4) 練馬区の区域内（以下「区内」という。）の幼稚園関係者 1名
- (5) 区内の小・中学校関係者 2名
- (6) 区内の特別支援学校関係者 1名
- (7) 公募区民 5名以内

(任期)

第4条 前条に規定する推進会議を構成する者（以下「委員」という。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長および副座長)

第5条 推進会議に座長および副座長を置き、委員が互選する。

- 2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、光が丘図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成16年8月3日から施行する。

付 則（平成19年7月31日19練教光図第553号）

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

付 則（平成20年3月27日19練教光図第1708号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年10月31日21練教光図第1175号）

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

付 則（平成23年4月25日23練教光図第174号）

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

付 則（平成25年5月24日25練教光図第414号）

この要綱は、平成25年7月6日から施行する。

付 則（平成27年7月10日27練教光図第1046号）

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

付 則（平成29年8月23日29練教光図第973号）

この要綱は、平成29年11月6日から施行する。

第 11 期・第 12 期練馬区子ども読書活動推進会議委員名簿

	氏名	選出区分	所属等	
座長	林 玲 美	学識経験者	武蔵大学社会学部教授	
副座長	木村 典子	子ども読書活動推進団体	ねりま地域文庫読書サークル連絡会	
副座長	工藤 静子		ねりま子どもと本ネットワーク	令和 5 年10月31日まで
副座長	熊丸 高雄		練馬区立こども発達支援センター	令和 5 年11月 1 日から
委員	埴 靖 冲	図書館関係団体	東京都書店商業組合練馬支部理事	令和 5 年10月31日まで
委員	工藤香矢子		練馬区立南大泉図書館長	令和 5 年11月 1 日から
委員	橋爪 千尋	区内幼稚園	北町カトリック幼稚園長	令和 6 年 3 月31日まで
委員	相澤まさみ			令和 6 年 4 月 1 日から
委員	境野 宏樹	区内小学校	練馬区立下石神井小学校長	令和 4 年 3 月31日まで
委員	関根 信人		練馬区立練馬小学校長	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月31日まで
委員	坪倉 一雄		練馬区立豊玉第二小学校長	令和 5 年 4 月 1 日から
委員	荒井 友香	区内中学校	練馬区立石神井西中学校長	令和 4 年 3 月31日まで
委員	池田 和彦		練馬区立大泉桜学園校長	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月31日まで
委員	遠藤 正樹		練馬区立大泉第二中学校長	令和 6 年 4 月 1 日から
委員	慶 野 直 美	区内特別支援学校	旭出学園（特別支援学校）校長	
委員	乾 喜一郎	公募区民		令和 5 年10月31日まで
委員	内田 啓美			
委員	及川 玲子			令和 5 年10月31日まで
委員	河合 麻子			令和 5 年10月31日まで
委員	中村 明子			
委員	降旗 美月			令和 5 年11月 1 日から

【練馬区子ども読書活動推進会議委員任期】

※役職は在任当時

第 11 期 … 令和 3 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで

第 10 期 … 令和 5 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会設置要綱

平成15年 6 月21日

練教光図発第68号

(設置)

第1条 練馬区子ども読書活動推進計画の策定に関することを検討するため、練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、教育振興部長とする。

3 副委員長は、教育振興部光が丘図書館長とし、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第3条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第4条 委員会は、つぎに掲げる事項を検討する。

(1) 計画の策定に関すること。

(2) 計画案の作成に関すること。

(3) その他委員長が必要と認めた事項。

(作業部会)

第5条 委員会の所掌事項に関する調査研究を行うため、委員会の下に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の構成および運営に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会および作業部会の庶務は、教育振興部光が丘図書館において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、作業部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

付 則

この要綱は、平成15年 6 月12日から施行する。

付 則（平成20年 6 月13日20練教光図第433号）

この要綱は、平成20年 6 月13日から施行する。

付 則（平成25年 8 月31日25練教光図第1059号）

この要綱は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

教育振興部長（委員長）
教育振興部光が丘図書館長（副委員長）
企画部企画課長
健康部保健相談所長（1名）
教育振興部教育指導課長
こども家庭部子育て支援課長
こども家庭部保育課長
こども家庭部青少年課長
区立幼稚園長（1名）
区立小学校長（1名）
区立中学校長（1名）

【11名】

練馬区子ども読書活動推進計画策定検討委員会名簿

	氏名	役職	
委員長	三浦 康彰	教育振興部長	令和 6 年 6 月 30 日まで
委員長	佐川 広		令和 6 年 7 月 1 日から
副委員長	小原 敦子	教育振興部光が丘図書館長	
委員	清水 輝一	企画部企画課長 (区政改革担当部長事務取扱)	
委員	佐藤 一江	健康部豊玉保健相談所長	
委員	山本 浩司	教育振興部教育指導課長	
委員	脇 太郎	こども家庭部子育て支援課長	
委員	岡村 大輔	こども家庭部保育課長	
委員	小島 芳一	こども家庭部青少年課長	
委員	金子 洋子	北大泉幼稚園長	
委員	坪倉 一雄	豊玉第二小学校長	
委員	遠藤 正樹	大泉第二中学校長	

子どもの読書に関するアンケートの集計結果について

1 目的

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」では、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる必要性が示された。本アンケート調査はこの方針を踏まえ、子どもの読書状況の把握に努め、次期「練馬区子ども読書活動推進計画」への反映や、新規取組の検討を目的としたものである。

2 対象

練馬区内の全区立小中学校に通う、小学2年生、小学5年生、中学2年生

練馬区内の都立高等学校に通う生徒

（石神井 1・2年生、練馬 1・2・3年生、光丘 2年生、田柄 2年生）

3 実施期間

令和6年7月11日から7月19日まで（区立小中学校）

令和6年9月2日から9月26日まで（都立高等学校）

4 実施方法

小学校、中学校では、対象学年の生徒あてにアンケート周知の用紙を配付し、記載したQRコードをタブレットやスマートフォンで読み取り、電子上で回答する方法を用いた。多くの生徒に回答してもらえるよう、事前に各校長を通じて、授業などで取り扱っていただくように依頼した。

高校では、QRコードを記載した紙や電子媒体で周知を行い、タブレットやスマートフォンで回答できるよう工夫した。

5 回答状況

	回答率
小学2年生（対象者 5,528 人、うち回答者 2,949 人）	53.3 %
小学5年生（対象者 5,577 人、うち回答者 3,507 人）	62.9 %
中学2年生（対象者 4,450 人、うち回答者 2,657 人）	59.7 %
高校生（対象者 1,589 人、うち回答者 861 人）	54.2 %
全 体 小中学生の対象者 15,555 人、うち回答者 9,113 人	58.6 %
小中学生、高校生の対象者数 17,144 人	
うち回答者数 9,974 人	58.2 %

6 その他

質問内容については、単に読書の好き嫌いを問うだけでなく、好きになったきっかけや嫌いな理由などにも言及した。また、練馬区立図書館に限らず、学校図書館の利用状況など、より詳細なデータ収集が行えるよう精査した。

アンケートの項目は、「練馬区子ども読書活動推進会議」にて検討の上、決定した。

読書アンケート集計結果

問1 学年および回答状況

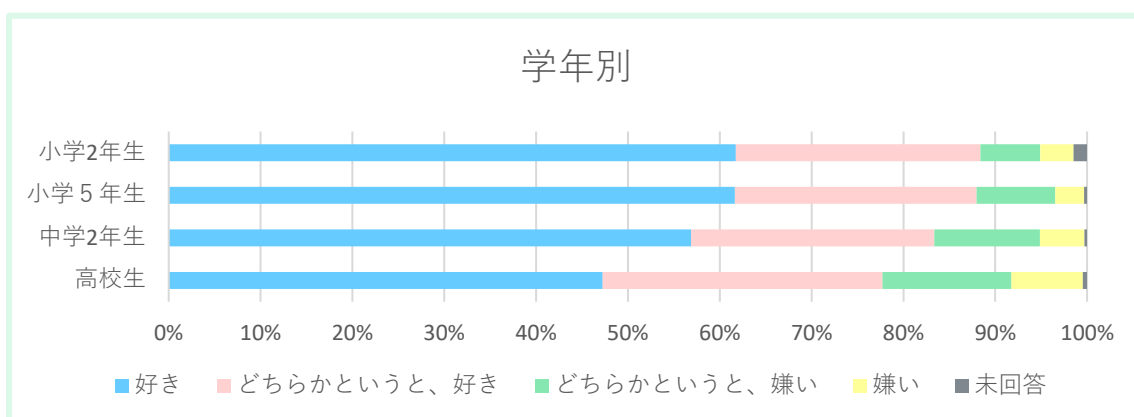
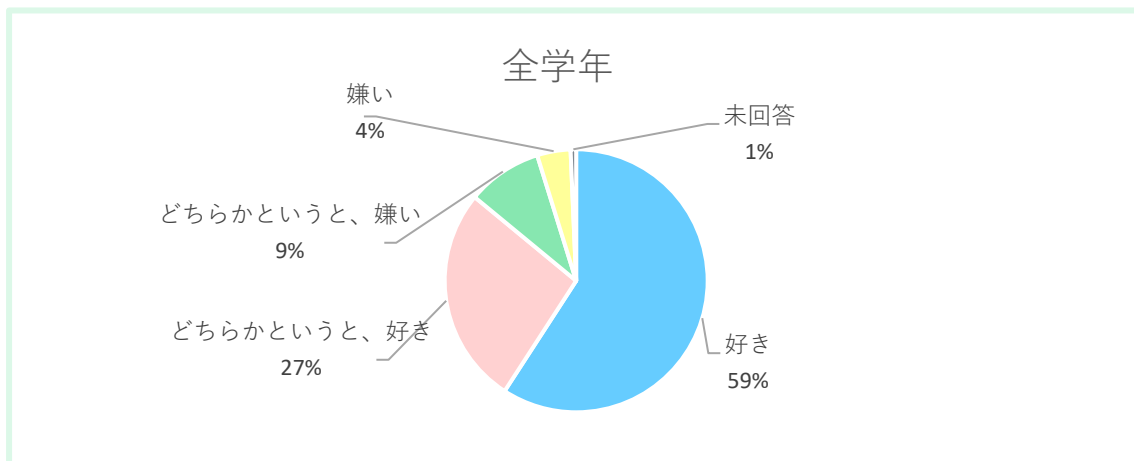
学年	対象人数	うち回答者数	回答率
小学2年生	5,528	2,949	53.3%
小学5年生	5,577	3,507	62.9%
中学2年生	4,450	2,657	59.7%
高校生	1,589	861	54.2%
全体	17,144	9,974	58.2%

対象者

区立小・中学校
小学2年生・5年生 中学2年生
都立高等学校（区内4校）
石神井・練馬・光丘・ 田柄高等学校

問2-1 あなたは本（マンガや電子書籍も含む）を読むことが好きですか。（n=9,974/SA） （単一回答）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
好き	1,821	2,162	1,511	407
どちらかというと、好き	785	923	704	262
どちらかというと、嫌い	193	301	306	121
嫌い	106	109	128	67
未回答	44	12	8	4

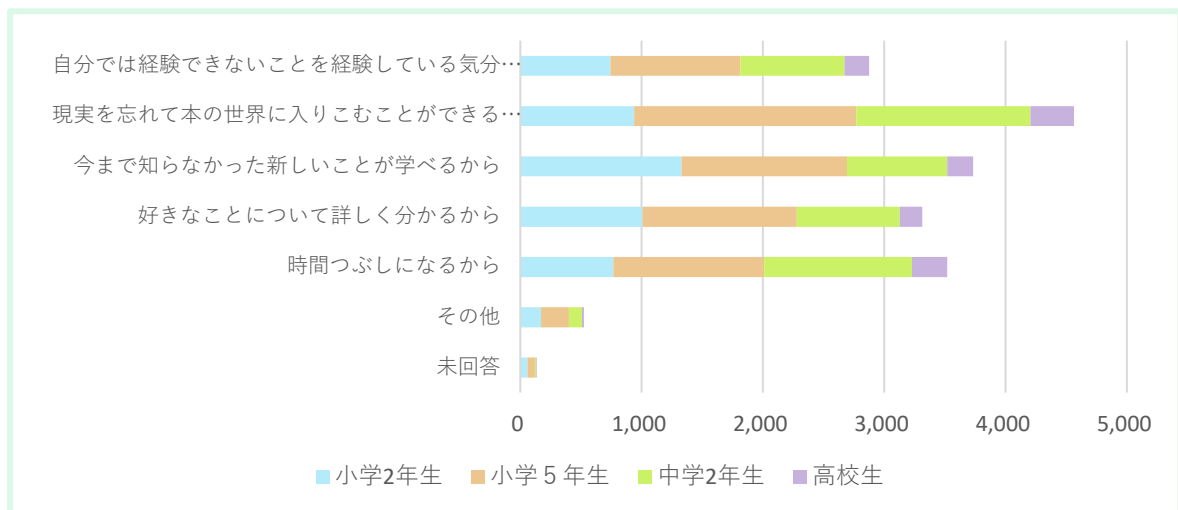


問2-2 本を読むことが好きなのは、なぜですか。(n=8,575/MA)

(問2-1で「好き」「どちらかという、好き」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
自分では経験できないことを経験している気分になれるから	744	1,071	858	203
現実を忘れて本の世界に入りこむことができるから	939	1,830	1,436	359
今まで知らなかった新しいことが学べるから	1,330	1,362	828	213
好きなことについて詳しく分かるから	1,006	1,272	850	184
時間つぶしになるから	767	1,242	1,219	290
その他	172	228	109	15
未回答	60	60	10	6



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】●新しいきもちになれるから●いろいろなさくしゃが、考えた、(書いた)ほんがおもしろいから●ねるときに読むとねれるからです。●本はわたしのたからもので、おもしろいものがたくさんあるから。●この後どうなるのかなとワクワクするから●良い言葉を知れるから。

【小学5年生】●漢字を覚えたりできる。●その後を予想することが楽しいから。●漫画を読むのが好きだから。●いつも本を読むと、時間を忘れるくらい、のめりこめるから●頭も良くなるし楽しく読めるから。●小説家が好きだから

【中学2年生】●推しがいるから。●ゲームしないときの暇つぶし●面白くて没頭できるから好き●普段生活していて分からないことにも視野を広げられるから。場所や時間を超えてたくさんのことが感じられるから。悲しい、嬉しい、感動などたくさんの感情になることができるから。●よくわからないけれど、ワクワクしてウズウズするから。

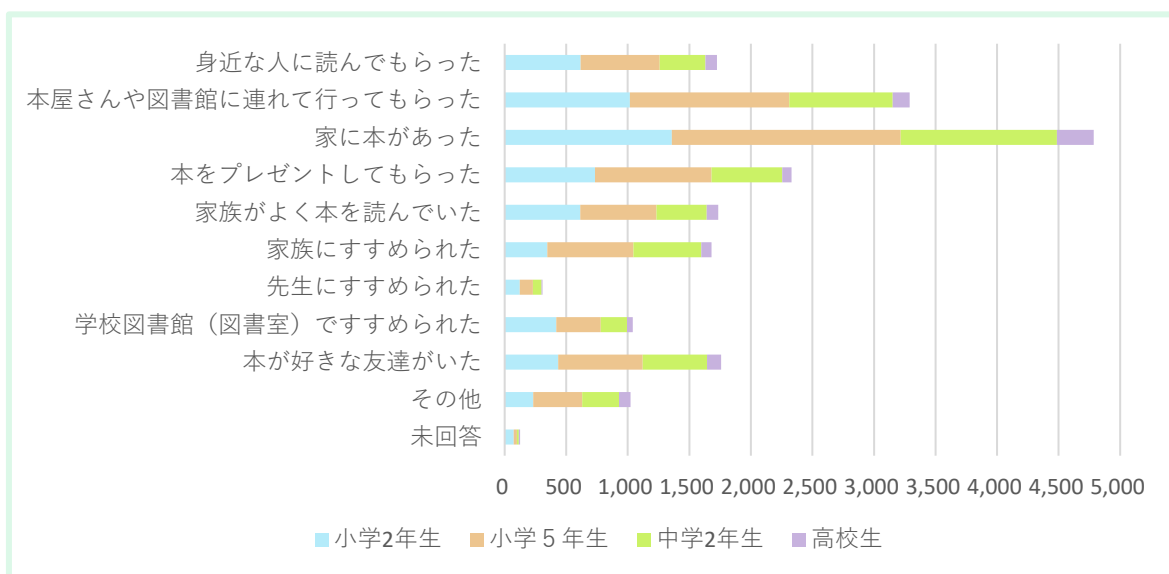
【高校生】●ワクワクしたり、感動したり、色々な感情になれるのが楽しいから●映画やドラマなどの原作を知ることができるから●漫画のジャンルなどによっては面白い物がたくさんあるから

問2-3 本が好きになったきっかけは何ですか。(n=8,575/MA)

(問2-1で「好き」「どちらかというと、好き」を選んだ回答者のみ、複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
身近な人に読んでもらった	616	644	371	94
本屋さんや図書館に連れて行ってもらった	1,017	1,296	840	138
家に本があった	1,359	1,857	1,271	298
本をプレゼントしてもらった	733	947	575	76
家族がよく本を読んでいた	614	619	408	95
家族にすすめられた	347	700	550	83
先生にすすめられた	123	106	70	9
学校図書館(図書室)ですすめられた	419	361	213	48
本が好きな友達がいた	434	686	525	113
その他	231	399	299	94
未回答	72	27	16	10



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】●1年生のとき読書カードでたくさん読んだから ●1歳の時から母が毎日寝る時に読み聞かせをしているから

【小学5年生】●好きな漫画のノベライズや二次創作があったから ●本屋で面白そうな本があったから ●読書旬間中にたくさん本を読んだから

【中学2年生】●YouTubeの本の紹介を見て好きになった。●低学年の頃に通っていた学童に、本や漫画がたくさんあったこと。●暇つぶしに本屋に行ったら興味が出てきてそこから好きになった

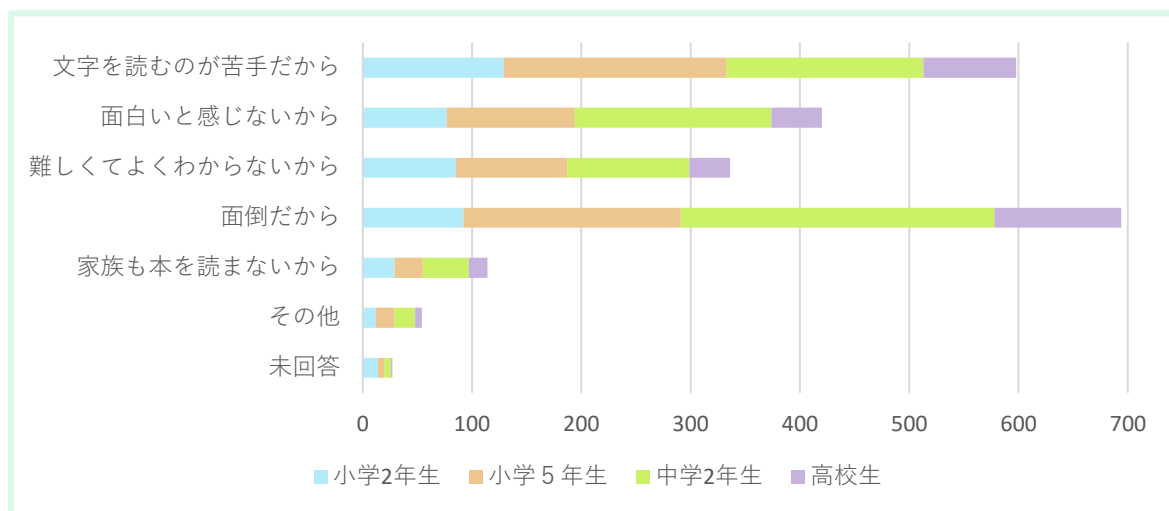
【高校生】●アニメから興味が湧いた ●アニメ化されたので原作を読んだ●中学の朝読書●小学校の読書時間

問2-4 本を読むことが嫌いなのは、なぜですか。(n=1,331/MA)

(問2-1で「嫌い」「どちらかという、嫌い」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
文字を読むのが苦手だから	129	204	180	85
面白いと感じないから	77	117	180	46
難しくてよくわからないから	85	102	112	37
面倒だから	92	199	287	116
家族も本を読まないから	29	26	42	17
その他	12	17	19	6
未回答	14	6	6	1



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 ●小さい文字をよむのがきらい ●じかんがかかるから ●よむのがつかれるから

【小学5年生】 ●運動が好きだから ●まず本読みよりもゲームや遊びなどを優先してるから ●本に興味がないことが多いから

【中学2年生】 ●読む時間があまりない。途中で飽きる。 ●本を読むなら、スマートフォンを使って動画を見たりする方が楽しいと思うからです。 ●本を読むより運動したほうが楽しいから

【高校生】 ●活字が苦手。 ●読む機会がないから

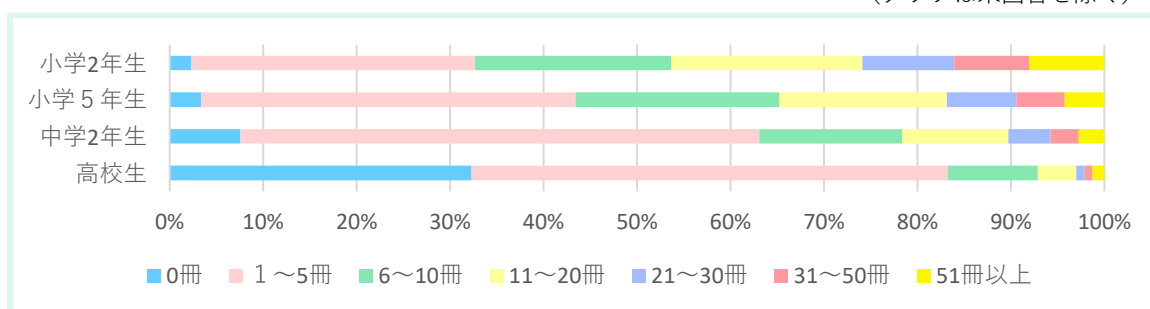
問3－1 あなたは、1か月に本を何冊くらい読みますか。冊数を教えてください。(n=9,974)

(冊数自由記述)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
0冊	50	75	144	258
1～5冊	654	884	1,054	407
6～10冊	451	481	290	77
11～20冊	441	396	216	33
21～30冊	212	164	86	7
31～50冊	173	114	57	7
51冊以上	173	94	52	10
未回答	795	1,299	758	62

(グラフは未回答を除く)



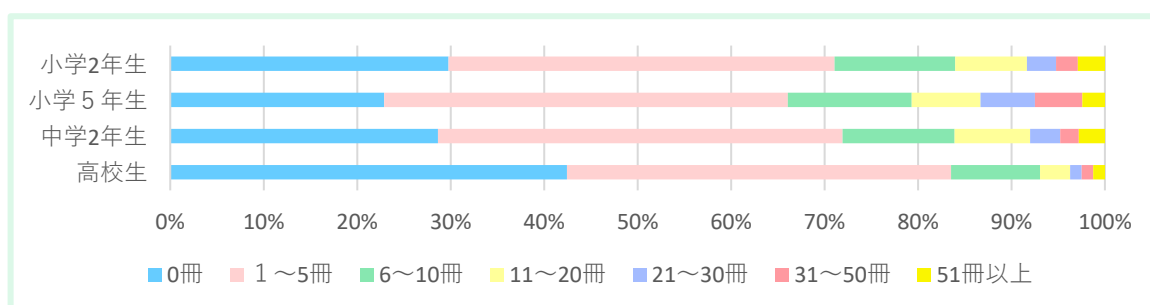
問3－2 そのうち、マンガは何冊くらいですか。ただし、学習マンガはいれません。(n=9,974)

(冊数自由記述)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
0冊	634	517	533	343
1～5冊	880	976	805	332
6～10冊	275	300	223	77
11～20冊	163	166	150	26
21～30冊	67	132	60	10
31～50冊	49	114	37	10
51冊以上	62	55	52	10
未回答	819	1,247	797	53

(グラフは未回答を除く)

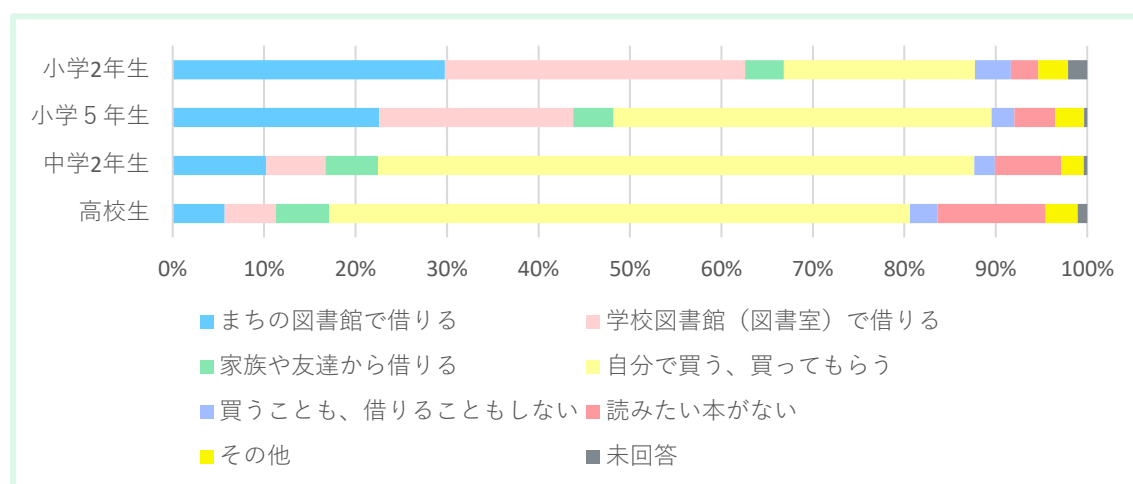


問4 あなたは読みたい本があるとき、どうしていますか。(n=9,974/SA)

(単一回答)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
まちの図書館で借りる	878	792	272	49
学校図書館（図書室）で借りる	968	744	172	48
家族や友達から借りる	125	154	152	50
自分で買う、買ってもらう	616	1,450	1,733	547
買うことも、借りることもしない	116	87	59	26
読みたい本がない	88	158	194	102
その他	96	110	65	30
未回答	62	12	10	9



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 ●児童館や学童で読む ●タブレットで探す ●家にあるほんを読んでいる。 ●おばあちゃんちで読む

【小学5年生】 ●児童館に行って読んでも ●ユーチューブでみたりする ●無料で本を読めるアプリで読むか、図書館などで借りる

【中学2年生】 ●インターネットやアプリで調べて読む ●自分の家にあるもの（大量）のみ読む。新しく出てもあまり買わない。 ●電子書籍（青空文庫などの）無料のものからあったら読んでいる、もしなかったら買う

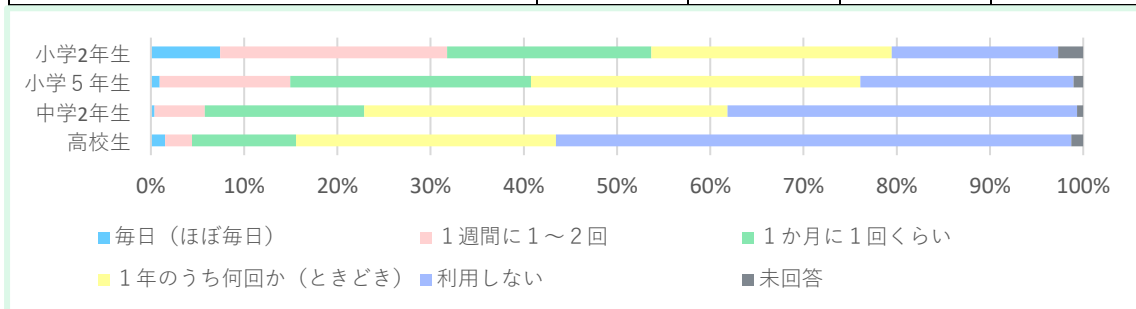
【高校生】 ●ネットで無料で読む ●あらすじをネットで読む ●電子図書を買う

問5－1 あなたは、まちの図書館を利用していますか。(n=9,974/SA)

(単一回答)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
毎日(ほぼ毎日)	219	33	10	13
1週間に1～2回	718	491	144	25
1か月に1回くらい	646	906	454	96
1年のうち何回か(ときどき)	760	1239	1035	240
利用しない	527	802	996	476
未回答	79	36	18	11

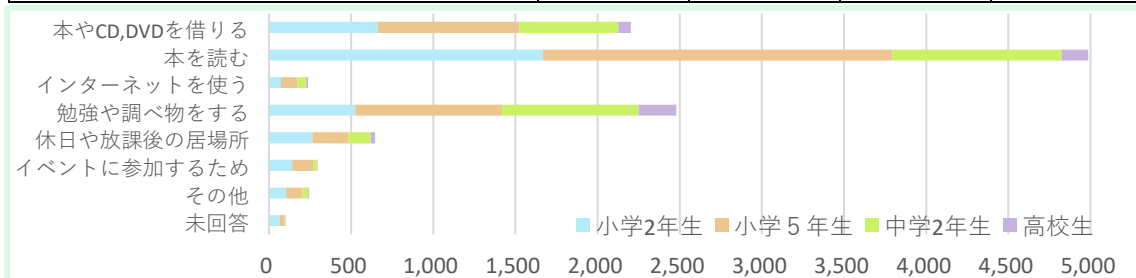


問5－2 何のためにまちの図書館を利用していますか。(n=7,029/MA)

(問5－1で「利用する」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
本やCD,DVDを借りる	664	861	601	77
本を読む	1,667	2,127	1,030	163
インターネットを使う	73	101	53	11
勉強や調べ物をする	526	894	830	230
休日や放課後の居場所	265	217	137	27
イベントに参加するため	141	128	22	5
その他	104	100	35	6
未回答	64	27	6	4



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 ●夏休みに本をたくさん読むため ●父が本を借りるついでに ●学校にない本があるから

【小学5年生】 ●母の付き合い ●友達との勉強会 ●雨がふってきたとき

【中学2年生】 ●定期テストとかで集中して勉強するため ●暑いときに体を涼しくするため

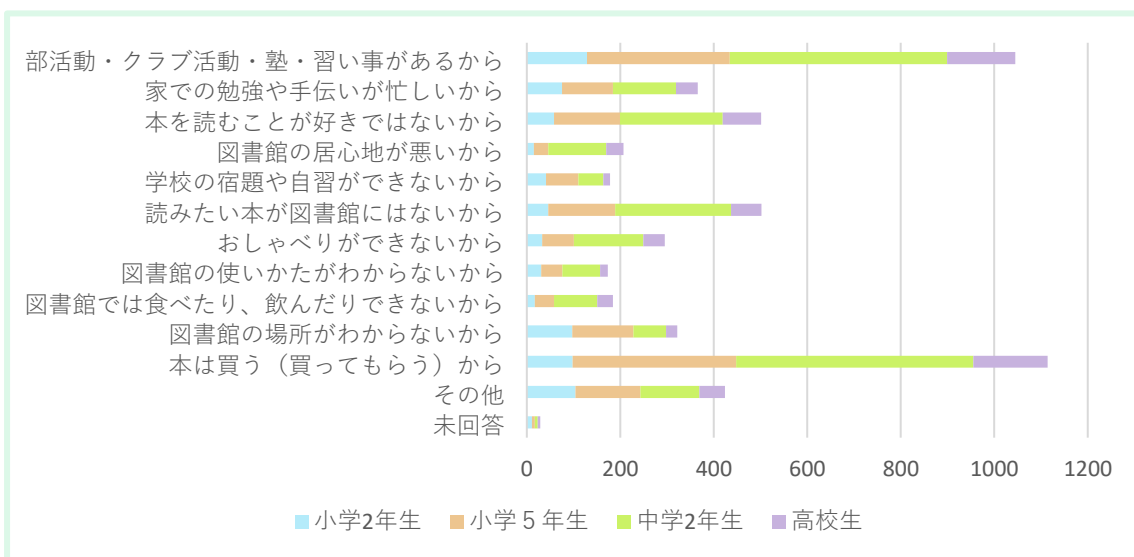
【高校生】 ●休憩 ●お話するため

問5-3 まちの図書館を利用しないのはなぜですか。(n=2,801/MA)

(問5-1で「利用しない」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
部活動・クラブ活動・塾・習い事があるから	129	305	465	146
家での勉強や手伝いが忙しいから	75	109	135	47
本を読むことが好きではないから	58	141	220	82
図書館の居心地が悪いから	15	31	124	37
学校の宿題や自習ができないから	41	69	54	14
読みたい本が図書館にはないから	46	143	248	65
おしゃべりができないから	33	68	148	46
図書館の使いかたがわからないから	31	45	81	16
図書館では食べたり、飲んだりできないから	17	41	93	33
図書館の場所がわからないから	97	131	70	24
本は買う(買ってもらう)から	98	350	507	159
その他	104	139	126	55
未回答	11	6	6	6



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】●家に本があるからです ●親と一緒にないといけない距離にあるから ●図書館が遠いから ●学校で借りているから

【小学5年生】●漫画がないから ●めんどくさいから ●読みたい本が学校の図書室にあるから ●家から遠いから

【中学2年生】●コロナ流行で敬遠がちになったため ●図書室で十分だと思ってるから ●図書館に行くとき子供の泣き声がうるさいから ●まちの図書館が家から遠い場所にあるから ●電子で読むから

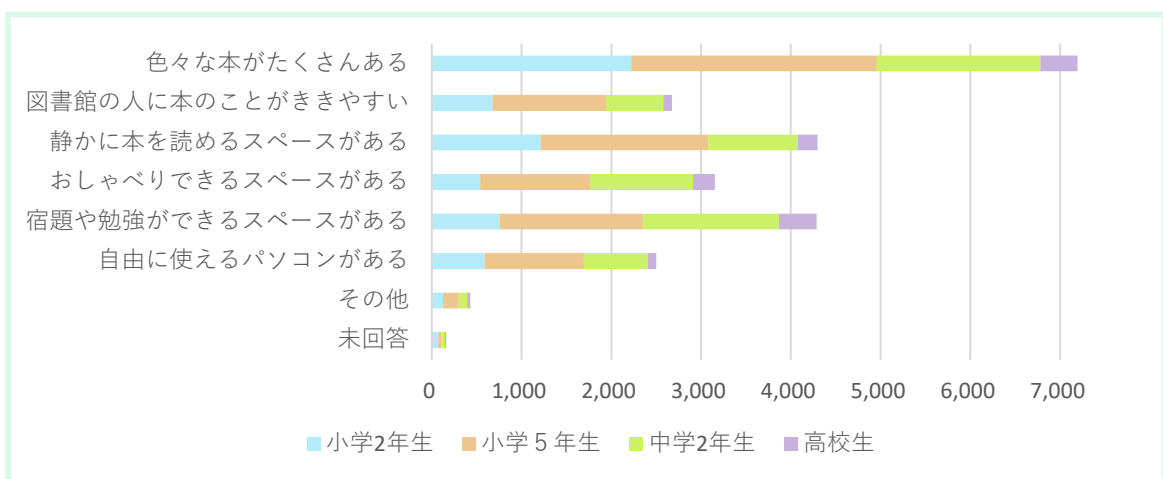
【高校生】●返すのが面倒 ●行くのが面倒 ●スペイン語(母国語)の本がないから

問5－4 あなたが行きたいと思う図書館はどんな図書館ですか。(n=9,974/MA)

(複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
色々な本がたくさんある	2,223	2,734	1,821	416
図書館の人に本のことがききやすい	679	1,260	639	96
静かに本を読めるスペースがある	1,213	1,867	1,000	218
おしゃべりできるスペースがある	540	1,221	1,149	243
宿題や勉強ができるスペースがある	762	1,591	1,513	421
自由に使えるパソコンがある	590	1,106	709	96
その他	127	173	92	38
未回答	74	30	43	16



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 ●人ごみのない図書館 ●カフェがある ●ヨギボーに寝転がって読める。 ●家から近い

【小学5年生】 ●家の近くにある ●スポーツなどができるとこ ●本を買うこともできる図書館

【中学2年生】 ●個室がある ●家から近い ●騒げる図書館 ●予約待ちをしたくないから待たなくても欲しい本が借りれる図書館

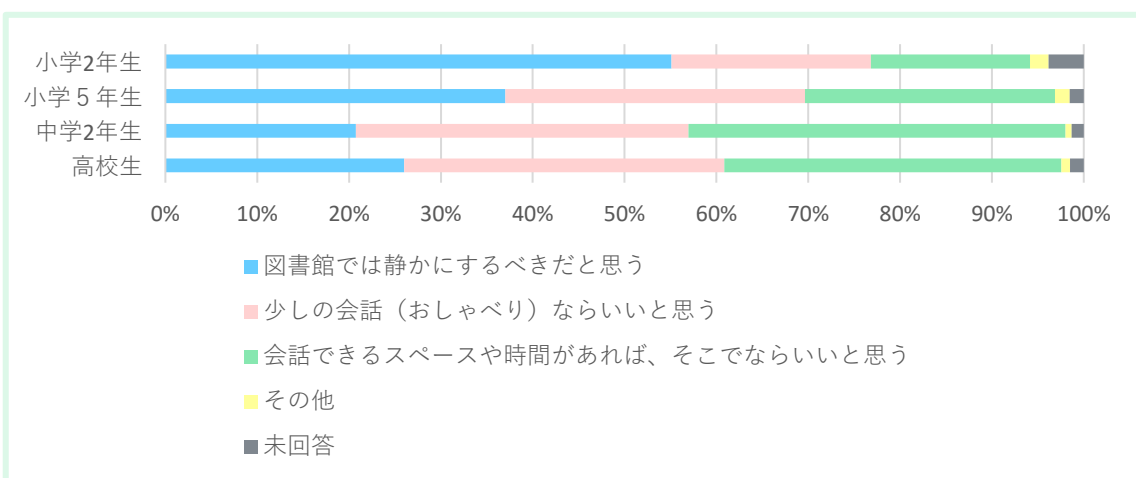
【高校生】 ●綺麗でオシャレな図書館 ●話しやすい空間 ●静かな図書館 ●好きな漫画、読みたい漫画があるとこ

問6 まちの図書館での会話（おしゃべり）について教えてください。（n=9,974/SA）

（単一回答）

（人）

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
図書館では静かにするべきだと思う	1,625	1,298	551	224
少しの会話（おしゃべり）ならいいと思う	641	1,145	962	300
会話できるスペースや時間があれば、そこでならいいと思う	510	954	1,091	316
その他	60	56	18	8
未回答	113	54	35	13



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 ●静かにするけど本のことならしゃべってもいいと思う。

【小学5年生】 ●極力話さないが、本の質問なら良いと思う。 ●人が少なかったら少しくらい話していいと思う

【中学2年生】 ●人の迷惑にならなければどこでもいいと思う ●黙っていることができないなら退館するべきだと思う。

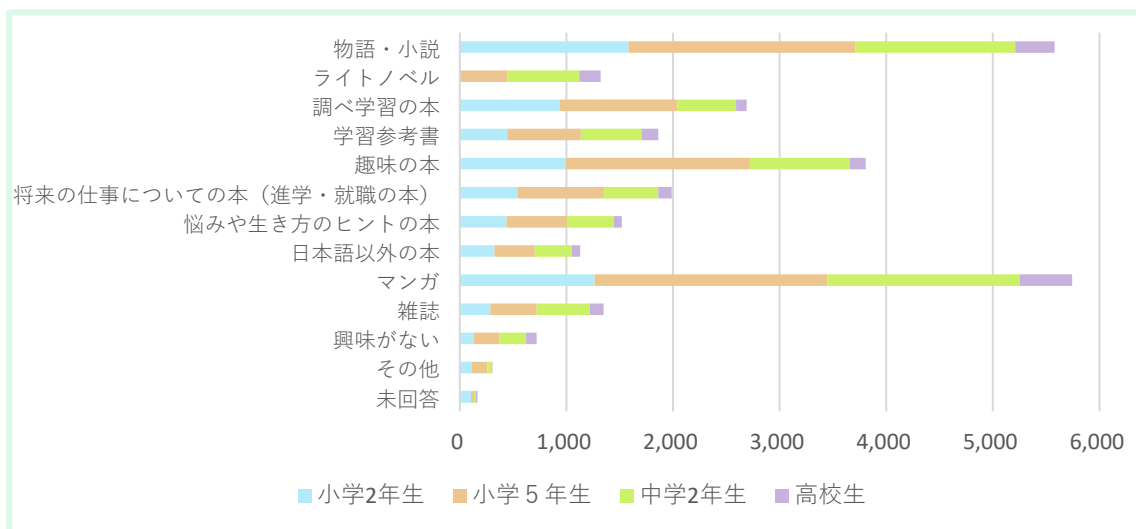
【高校生】 ●おしゃべりスペースを設けて欲しい ●喋る人が少なくなるといいとおもう

問7 練馬区立図書館にどのような電子書籍があるとうれしいですか。(n=9,974/MA)

(複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
物語・小説	1,583	2,127	1,500	368
ライトノベル	0	444	677	200
調べ学習の本	935	1,108	547	102
学習参考書	446	690	571	155
趣味の本	994	1,727	940	146
将来の仕事についての本(進学・就職の本)	542	809	511	125
悩みや生き方のヒントの本	440	566	437	76
日本語以外の本	324	380	346	79
マンガ	1,263	2,188	1,802	492
雑誌	287	433	500	128
興味がない	130	244	248	99
その他	108	151	39	8
未回答	105	28	15	17



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 ●図鑑 ●タブレットやスマホで読むより、本で読みたいからなくていい

【小学5年生】 ●絵本 ●歴史 ●科学 ●伝記 ●ノンフィクション

【中学2年生】 ●歴史についての本。(海のものふ三浦一族 石丸熙) ●政治的な本 ●恋愛系

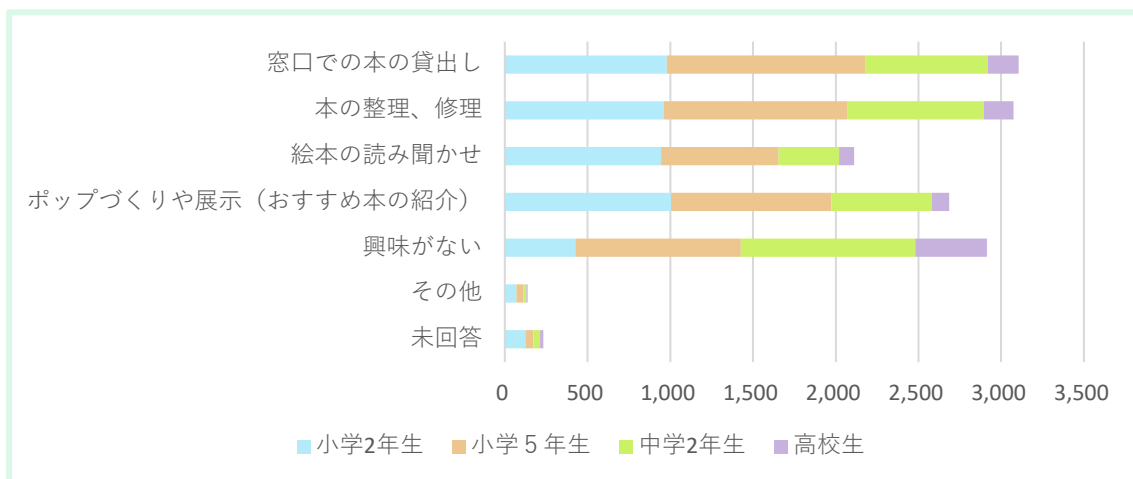
【高校生】 ●投資の本やビジネス書など ●社会の作りや権力や政治について ●著名者のエッセイ

問8 練馬区立図書館の仕事のうち、やってみたいものはありますか。(n=9,974/MA)

(複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
窓口での本の貸出し	979	1,202	739	185
本の整理、修理	960	1,108	826	181
絵本の読み聞かせ	944	710	367	91
ポップづくりや展示(おすすめ本の紹介)	1,004	969	608	104
興味がない	426	1,001	1,053	435
その他	71	40	19	7
未回答	124	49	41	19



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】●ぜんぶ ●お泊りするぬいぐるみのお世話(平和台図書館)

【小学5年生】●本の場所を教えたり、悩みを聞く仕事をしたい。

【中学2年生】●ブログ

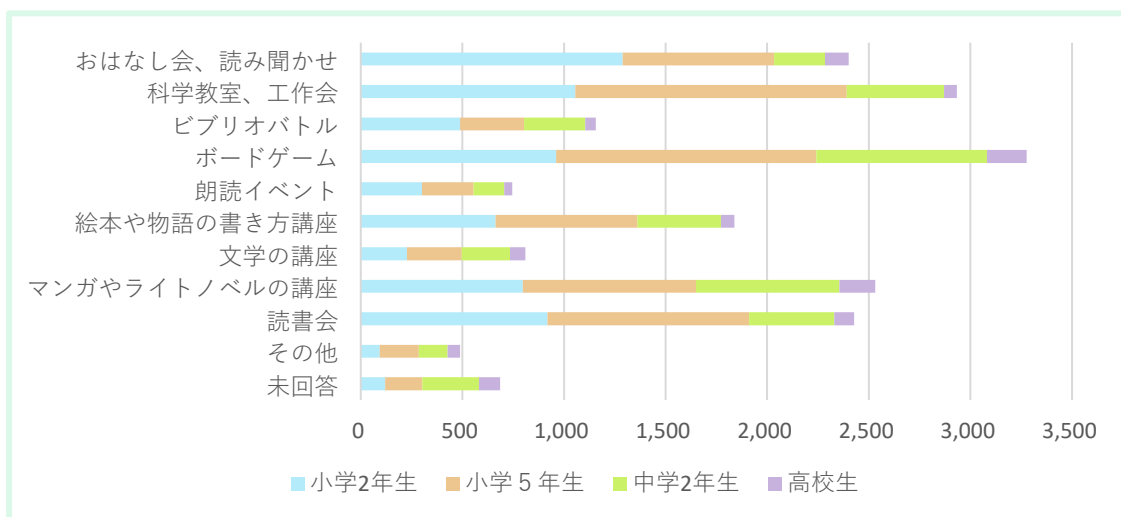
【高校生】●掃除●Tiktokに投稿する

問9 練馬区立図書館でやってほしいことはありますか。(n=9,974/MA)

(複数回答可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
おはなし会、読み聞かせ	1,289	745	250	117
科学教室、工作会	1,055	1,337	478	64
ビブリオバトル	488	316	301	52
ボードゲーム	962	1,280	839	196
朗読イベント	302	253	151	39
絵本や物語の書き方講座	663	698	412	66
文学の講座	227	270	238	75
マンガやライトノベルの講座	797	853	705	177
読書会	918	993	419	97
その他	93	192	142	62
未回答	120	183	278	105



「その他」の自由記述(抜粋、原文ママ)

【小学2年生】 ●調べ学習の本をジャンルごとに、紹介してくれる、イベント。 ●本のキャラがきまった日にくるイベント

【小学5年生】 ●喋れるスペース ●パソコン・ゲーム大会 ●しおり作りのイベントがあったらいいと思う。 ●勉強のやり方を教えてくれる会(個人別) ●辞書の書き方の講座

【中学2年生】 ●漫画がたくさん揃っている漫画だけのスペースの設置 ●勉強会 ●図書館をあまり利用しないので特にない ●もっと漫画などを増やしてほしい ●将棋大会

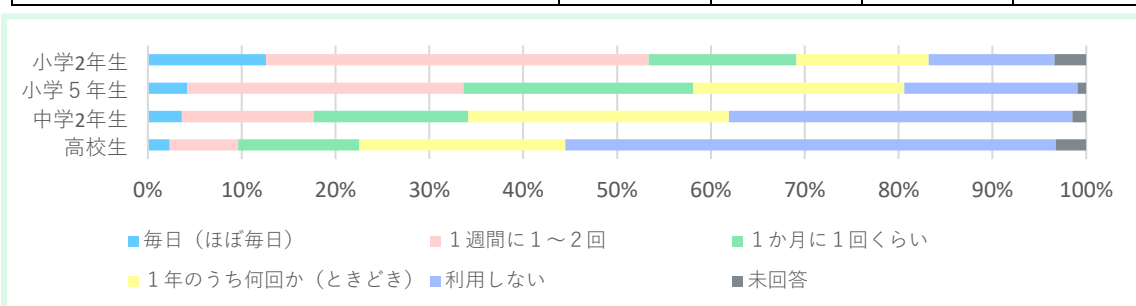
【高校生】 ●置いて欲しい本聞いて取り入れる ●劇

問 10-1 学校図書館（図書室）を休み時間や放課後にどのくらい利用していますか。

(n=9,974/SA) (単一回答)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
毎日（ほぼ毎日）	371	147	96	20
1週間に1～2回	1,203	1,032	373	63
1か月に1回くらい	464	857	438	111
1年のうち何回か（ときどき）	416	790	738	189
利用しない	395	646	973	450
未回答	100	33	39	28

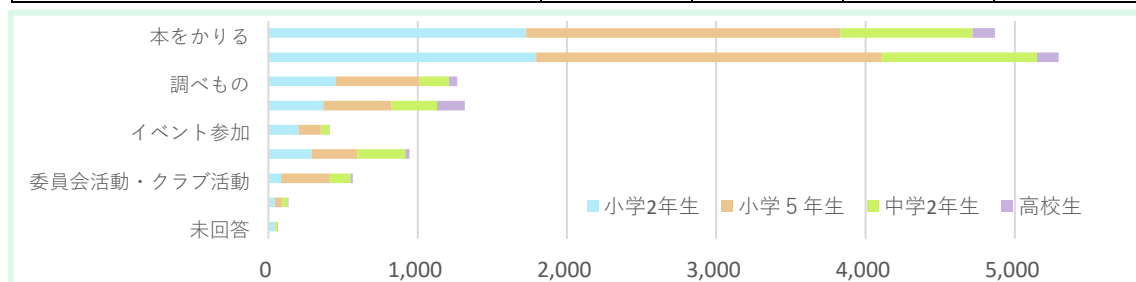


問 10-2 学校図書館（図書室）に行ったときには何をしていますか。 (n=7,308/MA)

(問 10-1 で「利用する」を選んだ回答者のみ、複数選択可)

(人)

	小学2年生	小学5年生	中学2年生	高校生
本をかりる	1,728	2,103	885	151
本を読む	1,795	2,307	1,045	147
調べもの	450	563	195	56
勉強	369	453	308	186
イベント参加	204	148	55	5
休み時間や放課後の居場所	289	306	323	26
委員会活動・クラブ活動	86	325	139	15
その他	42	51	36	5
未回答	43	6	10	4



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学2年生】 ●みんなと本をよむ ●おしゃべりかい ●よみきかせ

【小学5年生】 ●面白そうな本を探す ●友達と喋る ●宿題 ●一人になりたいときや、心が晴れない時。

【中学2年生】 ●涼んでいる ●友達と話しながら一緒に本を読む ●友達と面白そうな本を探している

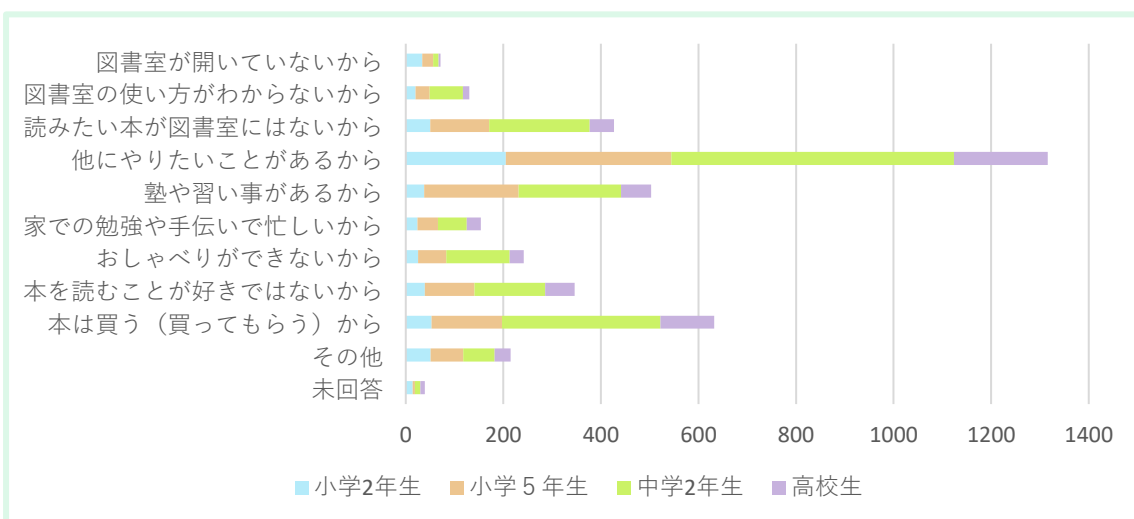
【高校生】 ●休憩 ●雑誌を見る

問 10－3 なぜ学校図書館（図書室）を利用しないのですか。（n=2,464/MA）

（問 10－1 で「利用しない」を選んだ回答者のみ、複数選択可）

（人）

	小学 2 年生	小学 5 年生	中学 2 年生	高校生
図書室が開いていないから	34	22	11	4
図書室の使い方がわからないから	20	29	68	13
読みたい本が図書室にはないから	50	121	206	50
他にやりたいことがあるから	205	339	580	192
塾や習い事があるから	38	193	210	62
家での勉強や手伝いで忙しいから	24	42	59	29
おしゃべりができないから	25	58	130	29
本を読むことが好きではないから	39	102	145	60
本は買う（買ってもらう）から	53	144	325	110
その他	51	67	64	33
未回答	14	5	11	9



「その他」の自由記述（抜粋、原文ママ）

【小学 2 年生】 ●開いてる日が少ないから ●学校の図書室は授業以外では借りることができないから。広場の利用者ではないから。

【小学 5 年生】 ●友達と一緒に外で遊びたいから ●うるさいから。制限時間があり、不便だから ●授業の時間で足りているから

【中学 2 年生】 ●図書室に行くのがだるいから。 ●学校より図書館のほうが落ち着くから、集中できるから。 ●休み時間は遊びたいから。

【高校生】 ●部活があって忙しいから ●自分の学校でのキャラクターでは図書館に入るキャラではないから。

問 11 あなたの好きな本のタイトルを教えてください。(n=9,974)

(自由記述)

上位ランキング

小学 2 年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1 位	科学漫画サバイバル *	学習漫画	159
2 位	かいけつゾロリ *	よみもの	98
3 位	おばけずかん *	よみもの	83
4 位	ドラえもん (学習漫画含む) *	漫画	63
4 位	図鑑 (生き物、乗り物、虫、魚、恐竜など) *	図鑑	63
6 位	最強王図鑑 *	漫画	60
7 位	名探偵コナン (学習漫画含む) *	漫画	57
8 位	ルルとララ *	よみもの	52
9 位	ほねほねザウルス *	よみもの	49
10 位	大ピンチずかん *	絵本	33
11 位	おしりたんてい *	絵本・よみもの	30
12 位	スイミー	絵本	28
13 位	星のカービィ *	漫画・小説	27
14 位	ノラネコぐんだん *	絵本	26
15 位	理科ダマン *	学習漫画	20
15 位	どっちが強い!? *	学習漫画	20

小学 5 年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1 位	科学漫画サバイバル *	学習漫画	108
1 位	ふしぎ駄菓子屋銭天堂 *	よみもの	108
3 位	5 分後に意外な結末 *	小説	94
4 位	ハリー・ポッター *	よみもの	88
5 位	ONE PIECE *	漫画	86
6 位	ドラえもん (学習漫画含む) *	漫画	85
7 位	鬼滅の刃 *	漫画	82
8 位	名探偵コナン (学習漫画含む) *	漫画	79
9 位	星のカービィ *	漫画・小説	77
10 位	空想科学読本 *	よみもの	54
11 位	変な家・変な絵 *	小説・漫画	53
12 位	四つ子ぐらし *	よみもの	51
13 位	かいけつゾロリ *	よみもの	48
14 位	呪術廻戦 *	漫画	37
15 位	図鑑 (生き物、乗り物、虫、魚、恐竜など) *	図鑑	36
16 位	ドラゴンボール *	漫画	34

中学 2 年生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1 位	変な家・変な絵 *	小説・漫画	93
2 位	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。	小説	85
3 位	ONE PIECE *	漫画	78
4 位	5 分後に意外な結末 *	小説	73
5 位	ハリー・ポッター *	よみもの	69
6 位	かがみの孤城	小説	42
7 位	呪術廻戦 *	漫画	33
8 位	ハイキュー!! *	漫画	32
9 位	名探偵コナン *	漫画	30
10 位	鬼滅の刃 *	漫画	28
10 位	ブルーロック *	漫画	28
12 位	君の膵臓を食べたい	小説	21
13 位	スラムダンク *	漫画	20
14 位	成瀬は天下を取りに行く *	小説	19
14 位	転生したらスライムだった件 *	ライトノベル	19
14 位	アルジャーノンに花束を	小説	19
17 位	夜が明けたら、いちばんに君に会いに行く	小説	17

高校生

順位	タイトル	ジャンル	票数
1 位	あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。	小説	19
2 位	かがみの孤城	小説	12
3 位	君の膵臓を食べたい	小説	11
4 位	ONE PIECE *	漫画	10
5 位	呪術廻戦 *	漫画	8
5 位	N	小説	8
5 位	ドラゴンボール *	漫画	8
5 位	告白	小説	8
9 位	5 分後に意外な結末 *	小説	7
9 位	ハリー・ポッター *	よみもの	7
9 位	余命	小説	7
12 位	変な家・変な絵 *	小説・漫画	6
12 位	名探偵コナン *	漫画	6
12 位	鬼滅の刃 *	漫画	6
15 位	夜が明けたら、いちばんに君に会いに行く	小説	5
15 位	推しの子 *	漫画	5
15 位	桜のような僕の恋人	小説	5
15 位	君の名は。	小説	5

「ジャンル」は作品の形態として主なもの（映画やゲーム等の映像系作品は除く）。

* はシリーズや複数巻の作品をまとめて集計したもの。

問 12 あなたの考える理想の図書館を教えてください。(n=9,974)

自由意見分類表

大分類	小分類	小 2	小 5	中 2	高校生
蔵書	面白い本・好きな本がたくさんある（予約待ちがない）	859	896	543	104
	漫画や雑誌がたくさんある	73	224	270	81
	おすすめ本の紹介（企画展示・ポップなど）がある	97	283	119	23
	アンケートやリクエストに応じた蔵書	31	77	48	6
	その他（きれいな本がある、電子書籍があるなど）	15	16	12	4
施設	図書館の雰囲気がいい・快適・居心地がいい・行きやすい	61	123	189	73
	サイン（案内表示）がわかりやすい・本を探しやすい	47	41	34	5
	職員がやさしい・相談しやすい	17	37	10	0
	静かに本が読める・集中できる個室がある	116	120	62	16
	会話ができるスペースもある	88	258	309	34
	勉強できるスペースもある	9	56	121	41
	飲食（カフェ）・リラックス・遊べるスペースがある	147	274	158	51
	その他（返しやすい、Wi-Fiが使えるなど）	27	12	14	4
サービス	イベントが豊富・定期的開催	209	434	125	20
	図書館アプリの導入	0	3	1	2
	口コミや誰かの紹介文を共有できる	16	37	17	8
	自分に向いている本が分かる仕組みがある	2	8	11	3
	誰でも利用しやすい	2	37	27	6
	その他	12	6	15	4
その他	本を好きにさせる・読ませる	74	61	66	27
	その他（無理に好きにさせるべきではない、など）	0	2	9	13

読書に関するアンケート

みなさんがふだんから読書をしたくなる環境（かんきょう）をつくっていくために、あなたの考えを教えてください。

このアンケートはテストではありません。また、あなたの答えをだれかに知られることはありませんので、安心してあなたの気持ちや考えを、正直に教えてください。

【～かならず読んでから答えてください～】

- ① 答えなくてもよい質問は、自動的にとばされますので、質問の番号は気にせずに教えてください。
- ② 答えたくない質問は答えなくてもよいです。
- ③ アンケートは、だいたい5分くらいの時間がかかります。
- ④ 小学生については、わからないことばがありましたら、お家の人や先生にきいてから教えてください。

問 1 あなたの学年を教えてください。

- ① 小学2年生 ② 小学5年生 ③ 中学2年生（8年生）

問2－1 あなたは本（マンガや電子書せきもふくむ）を読むことが好きですか。

- ① 好き → 問2-2へ ② どちらかというとき好き → 問2-2へ
 ③ どちらかというとき嫌い → 問2-3へ ④ 嫌い → 問2-3へ

問2-2 問2-1で、①好き、②どちらかというとき好きを選んだ人だけが教えてください。

本を読むことが好きなのは、なぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 自分では経験できないことを経験している気分になれるから
- ② 現実をわすれて本の世界に入りこむことができるから
- ③ 今まで知らなかった新しいことが学べるから
- ④好きなことについて、くわしく分かるから
- ⑤ 時間つぶしになるから
- ⑥ その他（ ）

問2-3 問2-1で、①好き、②どちらかというとき好きを選んだ人だけが教えてください。

本が好きになったきっかけは何ですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 身近な人に読んでもらった
- ② 本屋さんや図書館につれていってもらった
- ③ 家に本があった
- ④ 本をプレゼントしてもらった
- ⑤ 家族がよく本を読んでいた
- ⑥ 家族にすすめられた
- ⑦ 先生にすすめられた
- ⑧ 学校図書館（図書室）ですすめられた
- ⑨ 本が好きな友達がいた
- ⑩ その他（ ）

問2-4 問2-1で、③どちらかといえば嫌い、④嫌いを選んだ人だけが教えてください。

本を読むことが嫌いなのはなぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 文字を読むのがにがてだから
- ② おもしろいと感じないから
- ③ むずかしくてよくわからないから
- ④ めんどくだから
- ⑤ 家族も本を読まないから
- ⑥ その他（ ）

問3-1 あなたは、1か月に本を何さつくらい読みますか。さっすうを教えてください。
（ ）さつ

問3-2 そのうち、マンガは何さつくらいですか。ただし、学習マンガはいれません。
()冊

問4 あなたは読みたい本があるときどうしていますか。1つ選んでください。

- ① まちの図書館でかりる ② 学校図書館（図書室）でかりる
- ③ 家族や友達からかりる ④ 自分で買う、買ってもらう
- ⑤ 買うことも、かりることもしない ⑥ 読みたい本がない
- ⑦ その他()

問5-1 あなたはまちの図書館を利用していますか。1つ選んでください。

- ① 毎日(ほぼ毎日) → 問5-2へ ② 1週間に1～2回 → 問5-2へ
- ③ 1か月に1回くらい → 問5-2へ ④ 1年のうち何回か(ときどき) → 問5-2へ
- ⑤ 利用しない → 問5-3へ

問5-2 問5-1で、①毎日(ほぼ毎日)、②1週間に1～2回、③1か月に1回くらい、
④1年に何回か(ときどき)を選んだ人だけが答えてください。

なんのためにまちの図書館を利用していますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- ① 本やCD,DVDをかりる ② 本を読む
- ③ インターネットを使う ④ 勉強や調べものをする
- ⑤ 休日や放課後の居場所 ⑥ イベントに参加する
- ⑦ その他()

問 5-3 問 5-1 で、⑤利用しない を選んだ人だけが答えてください。

まちの図書館を利用しないのはなぜですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① クラブ活動・じゅく・習いごとがある | ② 家での勉強や手伝いでいそがしいから |
| ③ 本を読むことが好きではないから | ④ 図書館の居心地がわるいから |
| ⑤ 学校の宿題や自習ができないから | ⑥ 読みたい本が図書館にはないから |
| ⑦ おしゃべりができないから | ⑧ 図書館のつかい方がわからないから |
| ⑨ 図書館では食べたり、飲んだり
できないから | ⑩ 図書館の場所がわからないから |
| ⑪ 本は買う(買ってもらう)から | |
| ⑫ その他() | |

問 5-4 あなたが行きたいと思う図書館はどんな図書館ですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① いろいろな本がたくさんある | ② 図書館の人に本のことがききやすい。 |
| ③ 静かに本が読めるスペースがある | ④ おしゃべりできるスペースがある |
| ⑤ 宿題や勉強ができるスペースがある | ⑥ 自由に使えるパソコンがある |
| | ⑦ その他 () |

問 6 まちの図書館での会話(おしゃべり)についてあなたの考えを教えてください。一番そうだと思うものを選んでください。

- | |
|--|
| ① 図書館では静かにすべきだと思う |
| ② すこしの会話(おしゃべり)ならいいと思う。 |
| ③ 図書館に会話(おしゃべり)できるスペースや時間があれば、そこでならいい
と思う |
| ④ その他 () |

問 8 練馬区立図書館のお仕事のうち、やってみたいと思うものはありますか。そう思うものをすべて選んでください。

- ① まどぐちでの本の貸出し ② 本の整理、修理
③ 絵本のおよみきかせ ④ おすすめ本のしょうかい
⑤ 興味がない
⑥ その他（ ）

問 10-1 あなたは学校図書館（図書室）を休み時間や放課後にどれくらい利用していますか。1つえらんでください。

- ① 毎日(ほぼ毎日) → 問 10-2 へ ② 1週間に1~2回 → 問 10-2 へ
③ 1か月に1回くらい → 問 10-2 へ ④ 1年のうち何回か(ときどき) → 問 10-2 へ
⑤ 利用しない → 問 10-3 へ

学校図書館（図書室）に行ったときには何をしていますか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- 問 10-3 問 10-1 で、⑤利用しない を選んだ人だけが答えてください。

なぜ学校図書館（図書室）を利用しないのですか。そうだと思うものをすべて選んでください。

- 問 11 あなたの好きな本のタイトルを教えてください。

問 12 どうすればみんながもっと図書館を好きになると思いますか。あなたの考える理想の図書館を教えてください。

ご協力ありがとうございました。

練馬区教育委員会事務局
教育振興部光が丘図書館

練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）〈案〉

令和7年（2025 年）3月

発 行 練馬区 教育委員会事務局 教育振興部 光が丘図書館

所在地 〒179-0072 東京都練馬区光が丘四丁目1番5号

電 話 03-5383-6500（代表）

FAX 03-5383-6505

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

練馬区立図書館ホームページ <https://www.lib.nerima.tokyo.jp/>